

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【事業年度】	第70期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	前澤給装工業株式会社
【英訳名】	MAEZAWA KYUSO INDUSTRIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本 博司
【本店の所在の場所】	東京都目黒区鷹番二丁目14番4号
【電話番号】	03(3716)1511(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 谷口 陽一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区鷹番二丁目14番4号
【電話番号】	03(3716)1512
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 谷口 陽一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第66期	第67期	第68期	第69期	第70期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	28,789	31,008	32,008	31,957	-
経常利益 (百万円)	2,287	2,267	2,598	3,184	-
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	1,498	1,433	1,681	2,379	-
包括利益 (百万円)	1,900	1,548	2,372	2,447	-
純資産額 (百万円)	37,630	38,225	39,039	39,754	-
総資産額 (百万円)	45,619	44,643	45,965	45,998	-
1株当たり純資産額 (円)	1,695.48	1,737.00	1,840.77	1,917.02	-
1株当たり当期純利益 (円)	67.25	64.76	78.12	113.58	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	82.49	85.62	84.93	86.43	-
自己資本利益率 (%)	4.05	3.78	4.35	6.04	-
株価収益率 (倍)	14.47	14.81	16.27	11.30	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,061	1,272	2,060	2,463	-
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	207	731	273	1,258	-
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	708	982	1,783	1,564	-
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	13,546	10,498	10,486	10,123	-
従業員数 (人)	490	507	483	435	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 第69期の従業員数が第68期と比べて48名減少しておりますが、その主な理由は、2025年1月1日付で連結子会社である前澤給装(南昌)有限公司の全持分を譲渡したことによるものであります。

3. 第70期より連結財務諸表を作成しておりませんので、第70期の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第66期	第67期	第68期	第69期	第70期
決算年月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2026年 3月
売上高 (百万円)	25,140	26,999	31,411	31,644	31,683
経常利益 (百万円)	2,175	2,138	2,642	3,338	2,982
当期純利益 (百万円)	1,460	1,488	1,841	2,023	2,683
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	3,358	3,358	3,358	3,358	3,358
発行済株式総数 (株)	23,000,000	23,000,000	21,500,000	21,500,000	21,500,000
純資産額 (百万円)	36,946	37,502	38,399	39,001	40,730
総資産額 (百万円)	44,270	43,107	45,015	45,150	47,573
1株当たり純資産額 (円)	1,664.63	1,704.14	1,810.59	1,880.72	2,000.72
1株当たり配当額 (円)	30.00	33.00	40.00	57.00	63.00
(うち1株当たり 中間配当額)	(10.00)	(15.00)	(18.00)	(21.00)	(30.00)
1株当たり当期純利益 (円)	65.52	67.26	85.54	96.60	130.89
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	83.46	87.00	85.30	86.38	85.62
自己資本利益率 (%)	4.00	4.00	4.85	5.23	6.73
株価収益率 (倍)	14.85	14.26	14.86	13.28	11.89
配当性向 (%)	45.8	49.1	46.8	59.0	48.1
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	2,450
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	952
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	1,884
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	-	-	-	-	9,737
従業員数 (人)	373	378	426	432	426
株主総利回り (%)	87.6	89.3	120.0	126.0	155.4
(比較指標：配当込み TOPIX(東証株価指数)) (%)	(102.0)	(107.9)	(152.5)	(150.2)	(202.2)
最高株価 (円)	1,180	1,016	1,491	1,508	1,787
最低株価 (円)	914	766	951	1,166	1,104

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部、2022年4月4日から2023年10月19日までは東京証券取引所プライム市場、2023年10月20日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
3. 第68期の従業員数が第67期と比べて48名増加しておりますが、その主な理由は、2023年4月1日付で前澤リビング・ソリューションズ株式会社を吸収合併したことによるものであります。

- 4 . 第69期まで連結財務諸表を作成しておりますので、第69期までの持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。また、第70期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 5 . 第70期の1株当たり配当額63円00銭には、第70期記念配当金3円00銭が含まれております。
- 6 . 第70期の1株当たり配当額63円00銭のうち、期末配当額33円00銭については、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

2【沿革】

年月	事項
1957年1月	東京都目黒区鷹番に資本金5百万円にて、東京水道工業株式会社を設立
1963年4月	北海道札幌市に北海道営業所（現 北海道支店）を設置
1965年10月	前澤給装工業株式会社に商号を変更
1968年4月	宮城県仙台市に仙台営業所（現 仙台支店）を設置
1968年10月	埼玉県北葛飾郡幸手町（現 幸手市）に埼玉工場を設置
1968年11月	愛知県名古屋市に名古屋駐在所（現 名古屋支店）を設置
1969年2月	福岡県福岡市に九州営業所（現 九州支店）を設置
1971年6月	埼玉県北葛飾郡幸手町（現 幸手市）に北関東営業所（現 埼玉支店）を設置
1972年4月	埼玉工場が社団法人日本水道協会の指定検査工場に指定
1974年9月	大阪府大阪市に大阪営業所（現 大阪支店）を設置
1976年4月	東京都目黒区に東京営業所（現 東京支店）を設置
1977年1月	新潟県新潟市に新潟出張所（現 新潟営業所）を設置
1979年10月	青森県青森市に青森出張所（現 青森営業所）を設置
1980年4月	石川県金沢市に北陸出張所（現 北陸営業所）を設置
1983年10月	広島県広島市に広島出張所（現 広島支店）を設置
1985年5月	鹿児島県鹿児島市に鹿児島駐在所（現 鹿児島営業所）を設置
1988年4月	愛媛県松山市に四国営業所、北海道釧路市に釧路駐在所（現 釧路営業所）を設置
1991年5月	静岡県静岡市に静岡営業所を設置
1991年10月	株式を日本証券業協会に店頭登録
1992年4月	秋田県秋田市に秋田営業所を設置
1992年10月	東京都羽村市に東京西営業所を設置
1994年3月	福島県安達郡白沢村（現 本宮市）に福島工場を設置
1994年4月	千葉県千葉市に千葉営業所を設置
1994年6月	神奈川県横浜市に横浜出張所（現 横浜営業所）を設置
1994年10月	岡山県岡山市に岡山駐在所（現 岡山営業所）を設置
1995年11月	京都府京都市に京都営業所を設置
1996年3月	福島工場を増設し、架橋ポリエチレン管の製造を開始
1996年6月	茨城県土浦市に茨城営業所を設置
1997年3月	藤伸商事株式会社（後にQ S O イングストリアル株式会社に商号を変更）に出資し子会社化
1997年11月	福島工場が品質保証国際規格「ISO9001」の認証取得
1998年2月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場
1999年7月	福島工場が日本工業規格(JIS)表示許可工場に認定
1999年10月	熊本県熊本市に熊本出張所（現 熊本営業所）を設置
2000年2月	栃木県宇都宮市に栃木営業所を設置
2000年3月	群馬県前橋市に群馬営業所を設置
2000年6月	大阪府大阪市に大阪物流センターを設置及び大阪支店を移転
2001年7月	九州物流センターを設置
2002年1月	環境マネジメントシステム国際規格「ISO14001」の認証取得 前澤給装（南昌）有限公司（連結子会社）を設立
2004年3月	埼玉工場を福島工場に統合
2005年9月	株式を東京証券取引所市場第二部から市場第一部銘柄指定
2015年7月	長野県松本市に長野出張所（現 甲信営業所）を設置
2020年3月	前澤リビング・ソリューションズ株式会社を株式取得により子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2023年4月	前澤リビング・ソリューションズ株式会社を吸収合併
2023年10月	東京証券取引所での上場市場の変更を選択申請し、プライム市場からスタンダード市場へ移行
2025年1月	前澤給装（南昌）有限公司の全持分を譲渡
2025年4月	Q S O イングストリアル株式会社を吸収合併

3【事業の内容】

当社は、給水装置事業、住宅・建築設備事業及び商品販売事業を主たる業務としております。

当社の事業内容及び事業系統図は次のとおりであります。なお、次の事業は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 給水装置事業

当事業は、道路に布設されている配水管（水道本管）から、家屋等の敷地内に上水道を引き込むための水道用給水装置（サドル付分水栓・止水栓・各種継手類など）を製造、販売しております。

(2) 住宅・建築設備事業

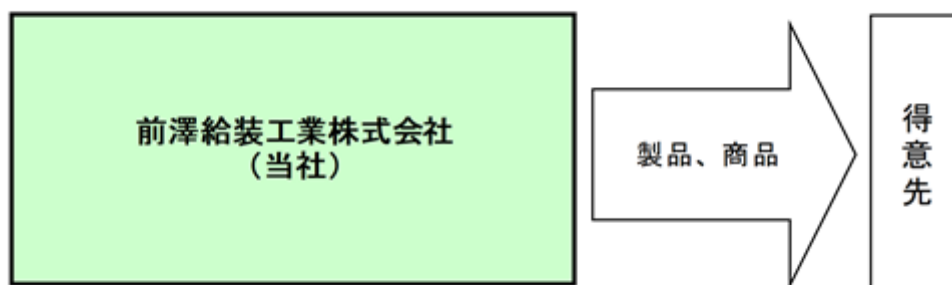
当事業は、上水道を屋内で使用するための給水・給湯配管部材、床暖房部材およびこれらをユニット化した配管システムなどを製造、販売、住環境部材を開発、設計、製造、販売しております。

(3) 商品販売事業

当事業は、主に給水装置事業、住宅・建築設備事業に関連する仕入商品を販売しております。

[事業系統図]

事業の系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、当社は、2025年4月1日付で当社の完全子会社であったQ S Oインダストリアル株式会社を吸収合併いたしました。これにより連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度末において連結子会社はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「QSO」(Quality, Safety & Originality)『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は、改革である』という会社指針に基づき、より「きれいな水、安全な水、おいしい水」の供給に向けて、お客様のニーズを第一に考え、事業活動に取り組んでおります。

また、水道事業の一翼を担う企業として、「水道はライフラインの中心」であるという重要性を常に認識し、その社会的責任を果たし、地域社会の発展に貢献することを目指しております。

(2) 経営環境

当社を取り巻く事業環境につきましては、人口減少に伴う新設需要が低減しながらも、更新や耐震といった持続性の観点に伴う需要は広がる傾向にあります。また社会情勢の不安定化に起因した様々な潜在リスクが顕在化している状況にあります。さらに、CO₂削減への取り組みなど、地球環境に一層配慮した活動が必須となっております。

当社は、水道用給水装置製造販売(給水装置事業)および住宅・建築設備製品製造販売(住宅・建築設備事業)を主要な事業として展開しております。

<給水装置事業>

国内の水道普及率は98%を超え、加えて人口減少に伴う住宅需要の減少傾向により、新設起因の製品需要は頭打ちとなっておりますが、高度経済成長期に敷設された水道管取替に付帯する給水装置製品の更新需要が続いていくことに加え、2013年3月に厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」が目指す「強靱」「持続」「安全」の観点から、災害リスクを回避・低減する「耐震化」製品のニーズが高まっています。

製品の主要原材料である銅につきましては、国際価格が高騰していることに加え、円安の停滞によって、当社の調達コストが上昇している状況にあります。原価上昇分を適切に販売価格に反映していくとともに、業務効率化によるコスト削減を強化してまいります。

<住宅・建築設備事業>

新設住宅着工戸数は減少傾向にあり、従来の製品の需要につきましては停滞や減少しており、またコストダウン要請による競合メーカーとの価格競争が続いています。また、中東情勢の影響により、主要製品である架橋ポリエチレン管の原材料の調達価格が上昇している状況にあります。不採算取引の抑制に加え、暖房分野の販売強化、あわせて事業体制の効率化等に努めてまいります。

(3) 経営戦略・経営指標

「中期経営計画2029」(2025年8月7日公表)では、「原点回帰・未来への挑戦」を方針に掲げ、持続的な成長を目指す「サステナビリティ経営」を引き続き重視し、前中期経営計画で認識された課題も踏まえ、「当社の目指す姿は何か」を念頭に、5つの「重点施策」を基に、取り組んでまいります。なお、数値目標としては、最終年度(2029年度)の目標数値を、売上高「335億円」、営業利益「38億円」、売上高営業利益率「11.5%以上」、ROE「7.0%以上」を目指してまいります。

<重点施策 既存事業の強化を図る>

70年にわたり築き上げてきた安定的収益基盤の強化、不採算、低採算を余儀なくされている事業の採算改善を図り、より一層の収益基盤の安定化と強化を進めます。

<重点施策 DX化の推進を図る>

時代とともにDX化の推進を図る進化する技術を取り込み、業務の自動化・省人化による生産性の向上を図り、かつ、業務プロセスを見直し、無駄を省くことにより、業務の「スマート化」(自動化・省人化)を進めます。

<重点施策 次世代の成長ドライバーを創出する>

顧客が求める商品・サービスを迅速かつ、柔軟に提供し、顧客にとっての価値を高めるべく、新たな成長ドライバーの創出、研究開発力の強化に取り組めます。

<重点施策 経営基盤の強化を図る>

前「中期経営計画」に引き続き、コーポレートガバナンス・コードに沿った実効性の向上に取り組み、経営の透明性を高め、コンプライアンス遵守の徹底を通じ、継続的な経営の健全化、ならびに人財の育成に努めます。

<重点施策 サステナビリティの推進を図る>

前「中期経営計画」に引き続き、再生可能エネルギーの導入などにより、事務所(オフィス)、ならびに工場における省エネルギー対策の推進に取り組みます。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社を取り巻く事業環境につきましては、人口減少に伴う新設需要が低減しながらも、更新や耐震といった持続性の観点に伴う需要は広がる傾向にあります。また社会情勢の不安定化に起因した様々な潜在リスクが顕在化している状況にあります。さらにCO₂削減への取り組みなど、地球環境に一層配慮した活動が必須となっています。

このような事業環境におきまして、当社は将来にわたり、すべての人々が安心して暮らせる社会の実現に貢献し、広く社会から必要とされる存在であり続けることを実現するため、「収益向上への取り組み強化」「効率かつ革新を通じた生産性の向上」「サステナビリティへの取り組み推進」を優先的に対処してまいります。

営業活動の強化や、適正な販売価格の適用とともに、物価高騰に起因する事業コストの抑制が必要であり、非効率業務のシステム化などによって効率的な事業運営を実現し、収益向上を図ってまいります。

業務フローの見直しによる自動化・省力化を目的とした投資を優先し、会社全体が生産性の高い組織へと転換してまいります。

当社「サステナビリティ基本方針」のもと、以下の重要課題(マテリアリティ)を特定し、実行してまいります。

- ・持続可能な水道インフラへ貢献するとともに、住空間の質の向上を目指し、安全性・耐震性および施工性に優れた製品の開発、また安定した製品の供給に取り組み、「社会との共生」を実現します。
- ・地球環境保護のため、再生可能エネルギーの利用促進やリサイクル材料の積極的な活用とともに、環境配慮型製品の開発を進め、「環境との調和」を実現してまいります。
- ・中長期的な成長を支える優秀な社員を確保していくために、時代の流れに沿った人事管理体制や教育研修体制を整備し、また健康経営によって働きがいのある職場環境を提供するなど、「人財の尊重」を図ってまいります。
- ・すべてのステークホルダーから信頼を得続けていくため、収益向上のみならず、ガバナンスやコンプライアンスの強化によって、「責任ある行動」をとってまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、気候変動や人的資本（人材の多様性を含む）などあらゆる環境・社会課題の顕在化に伴うサステナビリティへの取組を行っていくことが当社の課題であるとの認識のもと、気候変動に対するさまざまな取組と透明性の高い情報開示など、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に向けた対応を行うとともに、今後も、事業への影響分析や気候変動による機会やリスクへの取組など、TCFDへの対応を行ってまいります。

また、サステナビリティの取組をより一層強化、推進していくため、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置しており、事業活動や経営戦略との一体化を図りながら、サステナビリティにかかる取組を推進してまいります。

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

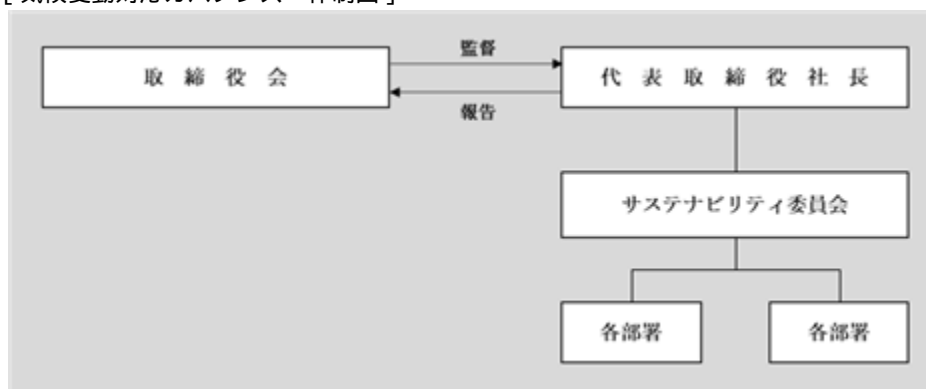
当社は、『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は改革である』という指針のもと、「サステナビリティ基本方針」を制定し、事業活動を通じて社会課題の解決に貢献することで持続可能な社会の実現と企業価値向上に努めてまいります。

当社では、気候変動問題はサステナビリティに関わる重要な課題の1つと考え、取締役会における監督とサステナビリティ委員会を中心とするガバナンス体制を構築しております。

取締役会およびサステナビリティ委員会は、地球環境の保全・管理が人類共通の重要課題であることを認識し、事業企画部事業企画課等からの定期的な報告に基づき、気候変動問題に関する重要事項について審議し、その取組を監督してまいります。

CO₂排出量削減などの気候変動緩和策については、サステナビリティ委員会の事務局である事業企画部事業企画課が会社全体の取組を推進しております。

[気候変動対応ガバナンス 体制図]



(2) 戦略

当社では、将来の気候変動が当社事業に与える影響を検討するため、シナリオ分析に取り組んでおります。シナリオ分析にあたっては、「1.5 ～ 2 シナリオ」、「4 シナリオ」を含む複数の気候変動シナリオを想定し、リスクと機会の両面から、気候変動に伴う中長期の社会環境及び当社の事業環境の変化について分析しております。

リスクの内容	リスク項目	リスク種類	シナリオ	影響度	緊急度	想定される対策
地震、台風、豪雨などの大規模災害の増加に伴う事業への影響（供給体制、資材調達の低下）	物理	急性	4	中	高	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画（BCP）の策定、適切な運用 ・原材料調達先の多様化、製造工場の分散（安全、安心な製品の安定供給）
原材料、物流費等高騰	物理	慢性	4	中	中	<ul style="list-style-type: none"> ・配送方法の見直しによる輸送効率の向上 ・梱包材、梱包方法の見直し ・原材料調達手段の多様化（複数購買、現地調達の拡大）
環境関連の規制強化（炭素税導入等）に伴うコスト増	移行	政策	1.5～2	中	中	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルの設置による再生可能エネルギーの導入によるCO₂排出量の削減 ・環境負荷低減型製品の開発
気温上昇に伴う現場の業務効率低下、事故発生率の増加	物理	慢性	4	中	高	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場環境の改善、温度設定の奨励、全社的な環境保全活動の推進（ペーパーレス化の推進他） ・廃棄物の削減 ・IT技術の活用

また、当社における、人材の多様性の確保に向けた人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、次のとおりであります。

多様性の確保についての考え方

当社は、性別、国籍、採用時期等にかかわらず、能力を重視した人物本位の人材登用を実施しております。多様な視点や価値観を有した人材は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支える原動力であり、重要な資本であるとの認識の下、更なる活躍が果たせる就業環境・制度の整備に努めております。

多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標

a. 女性の管理職への登用

女性活躍推進法に基づき策定を行った「一般事業主行動計画」において、2031年までに女性管理職登用の前提となる係長級の女性比率を10%以上（現在 4.2%）にする目標を掲げ取り組んでおり、将来の管理職層の選抜・登用に向けた面談や研修を通して対象層の意識醸成を図っております。

b. 外国人の管理職への登用

外国人の管理職への登用については、当社の事業領域が国内に限られている特性に鑑みて、目標は特に定めておりません。

c. 中途採用者の管理職への登用

中途採用者の管理職への登用については、能力を重視した人物本位の登用を実施しているため、目標は特に定めておりません。管理職への登用比率は26.9%です。

多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備

多様な人材が活躍を果たしていくためには、個々の社員が自己実現を可能とする自己キャリア形成や柔軟な働き方を選択できる制度や仕組みの構築が必要であると考えます。当社では全ての従業員に対し、年度教育計画に基づいた階層別、職務別などの研修機会の提供や公的資格取得、自己啓発に対する支援制度を整え、人材育成に取り組んでおります。また、人事制度の見直しに加え、柔軟な働き方実現のためテレワーク、フレックスタイム制度の導入や介護休業、介護時短時間勤務など従業員支援のための制度整備も実施しております。

(3) リスク管理

当社は、事業に関するリスクを最小化するために、「リスクマネジメント基本方針」を定め、主なリスクを発生頻度、脅威度等に基づき、総合的に判断して特定、評価しております。

当社の気候関連リスクと機会については、事業企画部事業企画課が中心となり、気候関連リスクの重要度評価およびリスクと機会が当事業に与える影響について特定・評価し、その取組の進捗状況等について取締役会に報告しております。

(4) 指標及び目標

当社は、「CO₂排出量の削減」をサステナビリティにおける最重要課題の一つとして認識し、中長期の削減目標を設定、排出量の削減に積極的に取り組んでまいります。

当社のうち福島工場は、「環境方針」に基づき、ISO14001に準じた環境マネジメントシステムを導入し、環境負荷低減に取り組んでおります。

オフィス活動を通じた環境貢献、再生可能エネルギー事業の推進等、事業活動を通じた環境貢献について環境目標を設定し、年間のCO₂排出量を算出のうえ継続的に管理してまいります。

当社において識別した気候リスクと機会を踏まえ、今後は、対応策を策定し、経営・事業計画への組み込みを進めてまいります。気候変動による物理的リスクの緩和や機会の活用に向けた各種指標についても設定し、定期的なモニタリングの実施を目指してまいります。

当社では、CO₂排出量削減目標を設定し、2014年3月を基準年として、2031年3月までに50%削減を目指し、取り組んでまいります。

	基準年	過去3か年実績		
	2014年3月 (第58期)	2024年3月 (第68期)	2025年3月 (第69期)	2026年3月 (第70期)
スコープ1 (t-CO ₂)	666.0	518.4	472.9	445.7
スコープ2 (t-CO ₂)	6,008.0	4,741.4	4,433.4	3,803.4
CO ₂ 総排出量 (t-CO ₂)	6,674.0	5,259.8	4,906.3	4,249.1

(注) 1. 2024年3月(第68期)からは、再生可能エネルギー由来の電力については、ゼロの排出係数を適用しております。

2. CO₂総排出量は、スコープ1(自社での直接排出量)、スコープ2(自社での間接排出量)を対象に算出しております。また、スコープ3(サプライチェーン排出量)については、今後、主要サプライヤーと連携し、削減に取り組んでいくこととします。

また、当社では、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保に向けた人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績(当事業年度)
女性管理職登用の前提となる係長級の女性比率	2031年3月までに10%	4.2%
生産本部配属の女性割合	2031年3月までに20%	15.4%

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。当社におきましては、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、事業遂行上関連する様々なリスクを統合的に管理しております。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(2026年6月24日)現在において当社が判断したものであります。

項目	リスク内容	当社の対策
事業環境の変化について	当社が取扱う製品は、国内公共投資や民間住宅投資等の低迷により、需要が大きく減退し、売上が減少する可能性があります。また住宅・建築設備分野につきましては、住宅関連政策や税制、個人消費動向および地価動向等に影響を受ける傾向があり、今後これらの事業環境の変化により、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	業務効率化によるコストダウン等を実施し、強固な財務基盤を維持

項目	リスク内容	当社の対策
原材料・資材等の調達について	当社が取扱う製品の主要な原材料である銅や樹脂、またその他の材料・部品につきまして、調達先が異常気象による被害、社会不安定（紛争、テロ、疾病等）によって、調達が困難になった場合や、急激な価格高騰や為替相場の変動などにより、仕入価格が上昇し、上昇分を販売価格に適正に反映できない場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	在庫水準の引上げ、生産拠点の分散、購買先の複数化
他社との競争について	当社の各事業は、競合他社との厳しい競争にさらされているため、品質や性能、取引条件等で他社を凌ぐ優位性を確保できない場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	付加価値の高い製品の開発による競争優位性の確保
製造物責任について	当社は製品の開発、製造及び販売により、潜在的な製造物責任を負う可能性があります。当社が提供する製品やサービスに重大な瑕疵や欠陥があった場合、多額の賠償責任を負うことも考えられ、PL保険により補填できない場合は、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	生産工程、検査方法の見直しなど品質管理の徹底
保有する資産について	当社が保有する有価証券、固定資産およびその他の資産につきまして、時価の下落等による減損や評価損の計上によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	定期的な時価の確認、資産の継続保有の検討
情報セキュリティについて	当社の生産、販売等にかかわる情報システムは、迅速な業務を遂行するために、ネットワークを利用し構築されております。大規模な地震や火災等の災害やコンピュータウイルス、サイバー攻撃などにより、ネットワークを含めたシステムトラブル等が発生した場合、生産、販売業務等の停滞が考えられ、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	外部機関に運用を委託、ネットワーク回線の複数化及びセキュリティ教育の徹底
知的財産権に係る紛争について	当社は知的財産権の保護と尊重に努めておりますが、知的財産権に係る紛争が生じ、当社に不利な判断がなされた場合、多額の賠償責任を負う等、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	特許情報プラットフォーム等を通じた他社動向の定期的な確認
仕入先の経営について	当社は仕入先の経営につきまして、早期の情報収集を行っておりますが、重要な仕入先に破綻など、問題が発生した場合、生産の遅延、停滞等により販売機会の喪失等、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	仕入先の財政状態の把握
コンプライアンスについて	当社はコンプライアンスを重要な経営課題の一つと位置づけ経営体制の強化に努めておりますが、コンプライアンス違反による重大な不祥事等、コンプライアンス上の問題が発生した場合、監督官庁等からの処分や社会的信用の失墜等により、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	コンプライアンス教育の実施、内部監査の実施
気候変動について	当社は、CO ₂ 排出量の削減をサステナビリティにおける最重要課題の一つとして認識しておりますが、課題対応不足の場合、炭素税等の温室効果ガス排出を抑制する政策導入・規制強化によるエネルギーコストの増加、気温上昇に伴う業務効率の低下等により、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。	太陽光発電設備の設置、再生可能エネルギーの活用、省エネルギー設備の導入

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社は、2025年4月1日付で当社の完全子会社であったQ S Oインダストリアル株式会社を吸収合併したことに伴い、当事業年度より非連結決算へ移行いたしました。これにより、当事業年度より連結財務諸表を作成していないため、前期との比較表示は行っておりません。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調となりましたが、不安定な国際情勢、米国による通商政策の動向、物価の上昇、為替の変動等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況下、当社は、給水装置事業におきましては、水道事業体が発注する配水管布設替工事への、着実な当社製品の納入を継続して確保しつつ、あわせて耐震性や施工性に優れた製品の提案活動に注力いたしました。また、高騰する主要原材料である銅の価格や電気等のエネルギー費、輸送コスト等を注視し、適切に販売価格に反映させ収益の確保に努めてまいりました。

住宅・建築設備事業におきましては、人口減少や物価高騰に伴う新設住宅着工戸数の低下傾向が続いていくため、競争激化に起因した不採算取引の抑制に加え、暖房分野の販売強化、あわせて事業体制の効率化等に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

(資産)

当事業年度末における総資産は475億73百万円となり、前事業年度末に比べ24億22百万円増加しました。

流動資産は297億2百万円となり、前事業年度末に比べ1億57百万円増加しました。これは主に、回収方法の電子化等により受取手形が5億79百万円減少しましたが、売掛金が4億67百万円、電子記録債権が3億65百万円増加したこと等によるものであります。固定資産は178億70百万円となり、前事業年度末に比べ22億65百万円増加しました。これは主に、システムのサーバー更新等により工具、器具及び備品が2億50百万円、埼玉物流センターの改築工事等により建設仮定が6億37百万円、株式の時価上昇等により投資有価証券が12億48百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は68億42百万円となり、前事業年度末に比べ6億94百万円増加しました。

流動負債は、52億30百万円となり、前事業年度末に比べ2億96百万円増加しました。これは主に、買掛金が4億98百万円減少しましたが、支払方法の電子化等により電子記録債務が5億78百万円、未払金が1億79百万円増加したこと等によるものであります。固定負債は、16億11百万円となり、前事業年度末に比べ3億98百万円増加しました。これは主に、繰延税金負債が4億63百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は407億30百万円となり、前事業年度末に比べ17億28百万円増加しました。これは主に、自己株式の取得により純資産が5億円減少しましたが、利益剰余金が13億26百万円、その他有価証券評価差額金が9億2百万円増加したこと等によるものであります。

b. 経営成績

売上高は316億83百万円、営業利益は27億27百万円、経常利益は29億82百万円、当期純利益は26億83百万円となりました。なお、参考情報として前連結会計年度の数字と比較すると、売上高は0.9%減少、営業利益は10.5%減少、経常利益は6.4%減少、当期純利益は完全子会社であったQ S Oインダストリアル株式会社の吸収合併に伴う特別利益の計上等により12.8%増加となりました。

当社は中期経営計画2029（2025年8月7日公表）において、2029年度の数値目標を「売上高335億円、営業利益38億円、売上高営業利益率11.5%以上、ROE 7%以上」に設定しております。

セグメントの業績は、次のとおりです。

〔給水装置事業〕

給水装置事業におきましては、適正な販売価格適用に向けた活動を継続しておりますが、資材価格や賃金の上昇等の影響が、水道事業体の発注する配水管布設替工事等へ及んでおり、あわせて新設の住宅需要も伸び悩みの状況となっております。収益面につきましては、主要原材料である銅価格が高騰しており、コスト面で厳しい事業環境となっております。これらの結果、当事業のセグメント売上高は168億60百万円、セグメント利益は50億80百万円となりました。なお、参考情報として前連結会計年度の数字と比較すると、セグメント売上高は1.2%減少、セグメント利益は5.6%減少となりました。

〔住宅・建築設備事業〕

住宅・建築設備事業におきましては、新設住宅着工戸数が低下傾向に推移しており、収益面で暖房部材関連の販売効果や、販売価格改定効果はあるものの、全般的なコストは増加傾向にあります。これらの結果、当事業のセグメント売上高は121億43百万円、セグメント利益は20億49百万円となりました。なお、参考情報として前連結会計年度の数字と比較すると、セグメント売上高は1.4%減少、セグメント利益は3.7%減少となりました。

〔商品販売事業〕

商品販売事業におきましては、住宅需要の低下傾向により樹脂商品の販売は低下いたしましたが、鋳鉄商品の販売が増加いたしました。これらの結果、当事業のセグメント売上高は26億79百万円、セグメント利益は3億43百万円となりました。なお、参考情報として前連結会計年度の数字と比較すると、セグメント売上高は4.2%増加、セグメント利益は10.2%増加となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、97億37百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、24億50百万円となりました。これは主に、法人税等の支払額が9億17百万円、抱合せ株式消滅差益が5億43百万円ありましたが、税引前当期純利益が37億円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、9億52百万円となりました。これは主に、有価証券の償還による収入が3億円ありましたが、有形固定資産の取得による支出が12億58百万円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、18億84百万円となりました。これは主に、配当金の支払額13億57百万円、自己株式の取得による支出が5億26百万円あったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社は、当事業年度より非連結決算へ移行したことから、前事業年度との比較は行っておりません。

a．生産実績

当事業年度の実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
給水装置事業 (百万円)	9,608	-
住宅・建築設備事業 (百万円)	6,311	-
合計 (百万円)	15,919	-

(注)金額は製造原価で表示しております。

b．商品仕入実績

当事業年度の実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
給水装置事業 (百万円)	1,665	-
住宅・建築設備事業 (百万円)	2,938	-
商品販売事業 (百万円)	2,378	-
合計 (百万円)	6,982	-

(注)金額は仕入価格で表示しております。

c．受注実績

当社は見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

d．販売実績

当事業年度の実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
給水装置事業 (百万円)	16,860	-
住宅・建築設備事業 (百万円)	12,143	-
商品販売事業 (百万円)	2,679	-
合計 (百万円)	31,683	-

(注)当事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)
渡辺パイプ株式会社	3,490	11.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度の財政状態及び経営成績の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

業績計画及びその達成状況については下記のとおりです。

(業績計画及び実績 2026年3月期)

	2026年3月期計画	2026年3月期実績
売上高 (百万円)	32,000	31,683
営業利益 (百万円)	2,700	2,727
経常利益 (百万円)	2,920	2,982
当期純利益 (百万円)	2,600	2,683

当社では、主力である給水装置事業においては、水道事業者が発注する配水管布設替工事への、着実な当社製品の納入を継続して確保しつつ、あわせて耐震性や施工性に優れた製品の提案活動に注力いたしました。また、主要原材料である銅価格や電気等のエネルギー費の高騰、輸送コストの上昇分を適切に販売価格に反映させ、収益を確保してまいりました。

住宅・建築設備事業におきましては、人口減少や物価高騰に伴う新設住宅着工戸数の低下傾向が続いていくため、競争激化に起因した不採算取引の抑制に加え、暖房分野の販売強化、あわせて事業体制の効率化等に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は、計画を3億16百万円下回りましたが、営業利益は27百万円、経常利益は62百万円、当期純利益は83百万円上回る成績となりました。

給水装置事業では、主要原材料である銅の国際価格が高騰していることに加え、円安の停滞によって、当社の調達コストが上昇している状況にありますが、原価上昇分を適切に販売価格に反映していくとともに、業務効率化によるコスト削減を強化してまいります。また、今後、住宅「新設」時の製品、水道管の老朽化取替に付帯する「更新」製品、地震災害に備える「耐震」製品といったニーズに応え、安定的な成長を目指してまいります。

住宅・建築設備事業では、不採算取引の抑制に加え、暖房分野の販売強化、あわせて事業体制の効率化等に努めてまいります。

これら課題を認識し、顧客のニーズにあった製品や災害に強い付加価値の高い製品開発など、成長分野への資本投下や働き方改革、人材の多様化の促進により、社会およびステークホルダーの信頼に応え、収益力および企業価値の向上に努めてまいります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の運転資金需要のうち主なものは、材料の購入や外注費の支払等製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、生産用設備や金型、システム等の購入によるものであります。資金需要に対しては、自己資金での対応を原則としております。なお、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、97億37百万円となっております。

当社は、ライフラインである水道事業の一翼を担う企業として、さまざまな災害等リスクに耐えうる十分な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載されているとおりであります。財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、合理的と判断される前提に基づき作成しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、環境や市場の変化に迅速に対応して、より安全な水道水の供給を追求した水道用給水装置、屋内給水給湯配管システム関連製品・部材、住環境に配慮した暖房システム関連製品の開発を進めております。また、金属材料・樹脂材料に関連した、銅合金鋳造・機械加工・組立・検査・金型設計製作・樹脂成形といった製品製造技術の開発もあわせて進めております。

当事業年度において特に重点を置きました各セグメント別の製品開発は、以下のとおりであります。

(1) 給水装置事業

給水装置製品では、新たな給水管である水道用高密度ポリエチレン管に対応した継手として開発したQHP継手について、全呼び径のラインナップを完備いたしました。また、集合住宅の縦管に設置する新型吸排気弁「HS-6」を製品化するとともに、メータユニットの小型化・軽量化を推進いたしました。さらに、各種製品の小型化、部品の共通化および材料の見直しを進めることで、製造コストの削減と環境負荷の低減に取り組んでおります。

給水装置事業に係る研究開発費は241百万円であります。

(2) 住宅・建築設備事業

住宅・建築設備製品では、基礎研究課題として進めてきた水栓器具に接続するボールバルブのオール樹脂化に関する評価を完了いたしました。また、架橋ポリエチレン管の材料配合に関する基礎研究を継続しております。

住宅・建築設備事業に係る研究開発費は132百万円であります。

当事業年度における研究開発費の総額は、374百万円であります。なお、2026年3月31日現在における国内の産業財産権は、総数143件、出願中23件であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、生産性及び品質の向上、生産能力の増強などを目的として、給水装置事業、住宅・建築設備事業、全社共通資産を中心に総額1,604百万円の設備投資を実施しました。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

給水装置事業においては、生産用設備や金型の新規取得や更新を中心に358百万円の設備投資を実施しました。

住宅・建築設備事業においては、生産用設備や金型の新規取得や更新を中心に103百万円の設備投資を実施しました。

全社共通資産として、管理部門及び研究開発部門を中心に1,143百万円の設備投資を実施しました。

また、当事業年度につきましては、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社の主な設備状況は、次のとおりであります。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都目黒区)	全社(共通)	経営管理施設 ほか	422	0	1,270 (4,902)	420	2,113	35
福島工場 (福島県本宮市)	給水装置事業 住宅・建築設 備事業 全社(共通)	給水装置、住 宅・建築設備 生産設備	1,076	745	862 (135,485)	266	2,951	151
東京支店等 26拠点	給水装置事業 住宅・建築設 備事業 商品販売事業	販売設備	174	8	869 (2,916)	403	1,455	234
福島物流 センター等4拠点	給水装置事業 住宅・建築設 備事業 商品販売事業	配送業務用設 備等	131	84	1,436 (14,084)	700	2,354	6

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定、無形固定資産であります。

2. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量(件)	リース期間(年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
営業用車輛 (オペレーティング・リース)	38	3~5	29	36
事務機器他 (所有権移転外ファイナンス・リース)	116	5~6	11	30

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、需要予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。
 なお、当事業年度における重要な設備の新設、改修等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社埼玉物流センター (埼玉県幸手市)	給水装置事業 住宅・建築設 備事業 商品販売事業	埼玉物流 新倉庫設置	987	614	自己資金	2025年2月	2026年7月	-
当社福島工場 (福島県本宮市)	給水装置事業 住宅・建築設 備事業	金型製作	536	-	自己資金	2026年4月	2027年3月	-
当社福島工場 (福島県本宮市)	給水装置事業 住宅・建築設 備事業	生産機械等の 更新	511	-	自己資金	2026年4月	2027年3月	-

(注) 完成後の増加能力は算定が困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	92,000,000
計	92,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	21,500,000	21,500,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	21,500,000	21,500,000	-	-

(注) 発行済株式のうち77,746株は、譲渡制限付株式報酬として、自己株式を処分した際の現物出資(金銭債権等90百万円)によるものです。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2021年4月1日(注)1	11,500,000	23,000,000	-	3,358	-	3,711
2024年1月22日(注)2	1,500,000	21,500,000	-	3,358	-	3,711

(注) 1. 株式分割(1:2)による増加であります。

2. 自己株式の消却による減少であります。

(5)【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	13	18	116	62	13	11,470	11,692	-
所有株式数(単元)	-	41,069	1,732	54,674	33,772	42	83,492	214,781	21,900
所有株式数の割合(%)	-	19.12	0.81	25.46	15.72	0.02	38.87	100.00	-

(注) 自己株式1,142,071株は、「個人その他」の欄に11,420単元および「単元未満株式の状況」の欄に71株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1-8-1	1,641	8.06
前澤工業株式会社	東京都中央区新川1-5-17	1,248	6.13
前澤化成工業株式会社	東京都中央区日本橋小網町17-10	1,248	6.13
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	LEVEL 13 HSBC MAIN BUILDING 1 QUEEN ' S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,060	5.21
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区赤坂1-8-1)	732	3.60
前澤給装工業従業員持株会	東京都目黒区鷹番2-14-4	568	2.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2-15-1)	474	2.33
第一生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	451	2.22
株式会社阿部製作所	新潟県柏崎市茨目2-2-52	380	1.87
株式会社藤田製作所	岐阜県山県市徳永77-3	365	1.79
計	-	8,168	40.12

(注) 1. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は1,641千株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分33千株、投資信託設定分732千株、その他信託分875千株あります。

2. 2022年12月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、重田光時氏が2022年12月2日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 重田光時
住所 香港、銅鑼灣、怡和街
保有株券等の数 1,340,300株
株券等の保有割合 5.83%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,142,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,336,100	203,361	-
単元未満株式	普通株式 21,900	-	-
発行済株式総数	21,500,000	-	-
総株主の議決権	-	203,361	-

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
前澤給装工業株式会社	東京都目黒区鷹番2-14-4	1,142,000	-	1,142,000	5.31
計	-	1,142,000	-	1,142,000	5.31

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得および会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定にもとづく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年8月7日)での決議状況 (取得期間 2025年8月8日~2025年8月8日)	450,000	591,750,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	400,000	526,000,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	50,000	65,750,000
当事業年度末日現在の未行使割合(%)	11.11	11.11
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	11.11	11.11

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式(注)1	149	188,366
当期間における取得自己株式(注)2	-	-

- (注)1. 当事業年度における取得自己株式149株は、譲渡制限付株式報酬の権利失効による無償取得によるものであります。
2. 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した自己株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分)(注)1.	20,463	25,869,324	-	-
保有自己株式数	1,142,071	-	1,142,071	-

- (注)1. 当社は、2025年7月24日の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分を行うことを決議し、同年8月22日付で自己株式20,463株を処分いたしました。
2. 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、2025年8月7日に公表いたしました「配当政策の基本方針変更(DOE・累進配当)および配当予想修正(増配および記念配当)に関するお知らせ」のとおり、配当方針の見直しを行い、普通配当につきましては、純資産配当率(DOE)3%程度を目安に、安定性・継続性に配慮した「累進配当」といたしました。同時に、記念配当につきましては、純資産配当率(DOE)および累進配当の基本方針には該当しないことといたしました。

この方針のもと、期末の財政状態から、期末普通配当金を1株あたり31円50銭(2025年8月7日公表の普通配当予想から3円の増額)を予定しております。また、期末記念配当金1株あたり1円50銭(変更なし)とあわせまして、期末配当金は1株あたり33円となる予定です。

なお、2026年3月期の期末配当につきましては、2026年6月25日開催予定の第70期定時株主総会に付議する予定です。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2025年11月11日 取締役会決議	610	30
2026年6月25日 定時株主総会決議(予定)	671	33

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、水道事業の一翼を担う企業として、「水道はライフラインの中心」であるという重要性を常に認識し、その社会的責任を果たし、地域社会の発展に貢献することを目指しております。

このような中、当社では、経営の透明性を高め、コンプライアンス遵守の徹底を通じ、企業として広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値を持続的に向上させていくために必要不可欠と考えており、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ取り組んでおります。

1．株主の権利・平等性の確保

少数株主を含めたすべての株主に対し、実質的な平等性を確保するとともに、株主構成等を踏まえたうえで、その権利の確保に向けた適切な対応と適切な権利行使に資するための環境整備に努めます。

2．株主以外のステークホルダーとの適切な協働

「QSO」(Quality, Safety & Originality)『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は改革である』という会社指針に基づき、より「きれいな水、安全な水、おいしい水」の供給に向けて、お客様のニーズを第一に考え、事業活動に取り組むとともに、当社を取り巻く各ステークホルダーとの適切な協働に努めます。

3．適切な情報開示と透明性の確保

「ディスクロージャーポリシー」に従い、法令および証券取引所規則に基づく開示のほか、それら法令等以外の情報についても、適時開示の趣旨を踏まえ、適切な開示に努めます。

4．取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保し、社業の発展および株主共同の利益のため役割・責務の遂行に努めます。監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、独立した立場から監査・監督に重点を置き、役割・責務の遂行に努めます。

5．株主との対話

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を通じて、すべてのステークホルダーから、当社の経営活動および企業活動全般について正しい理解を得るために「迅速、正確かつ公平」を基本に、適時適切な対応に努めます。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会および監査役会を設置しております。また、取締役会の諮問機関として、任意の指名委員会・報酬諮問委員会を設置しております。

イ．取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成しており、少人数による迅速な意思決定を行う体制としております。取締役会は原則毎月1回開催し、取締役会規程に従い、経営目標・経営戦略等重要な事業戦略その他必要な重要事項を決定しております。

当社は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役6名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は6名(うち社外取締役2名)となります。

ロ．監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成しております。監査役および監査役会の役割・責務を監査役会規程および監査役監査基準に明確に規定しており、各監査役は当該規程等に従い独立した客観的立場で責務を果たしております。更に各監査役は、取締役会などの重要会議へ出席して意見を述べ、取締役との面談や会計監査人および監査室との連携などによる業務執行の監査を積極的に行っております。

ハ．当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする指名委員会を設置しております。指名委員会は、役員選解任決定プロセスの公平性・透明性・客観性を担保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることなどを目的としており、取締役会の諮問に応じて審議し、その結果を取締役会に対して答申します。

なお、当社の指名委員会の構成員は次のとおりであります。

委員長：社外取締役 飯島康夫

委員：社外取締役 熊崎美杉

代表取締役社長 杉本博司

二．当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、役員報酬に関する公平性・透明性・客観性を担保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的としており、取締役会の諮問に応じて審議し、その結果を取締役会に対して答申します。

なお、当社の報酬諮問委員会の構成員は次のとおりであります。

委員長：社外取締役 飯島康夫

委員：社外取締役 熊崎美杉

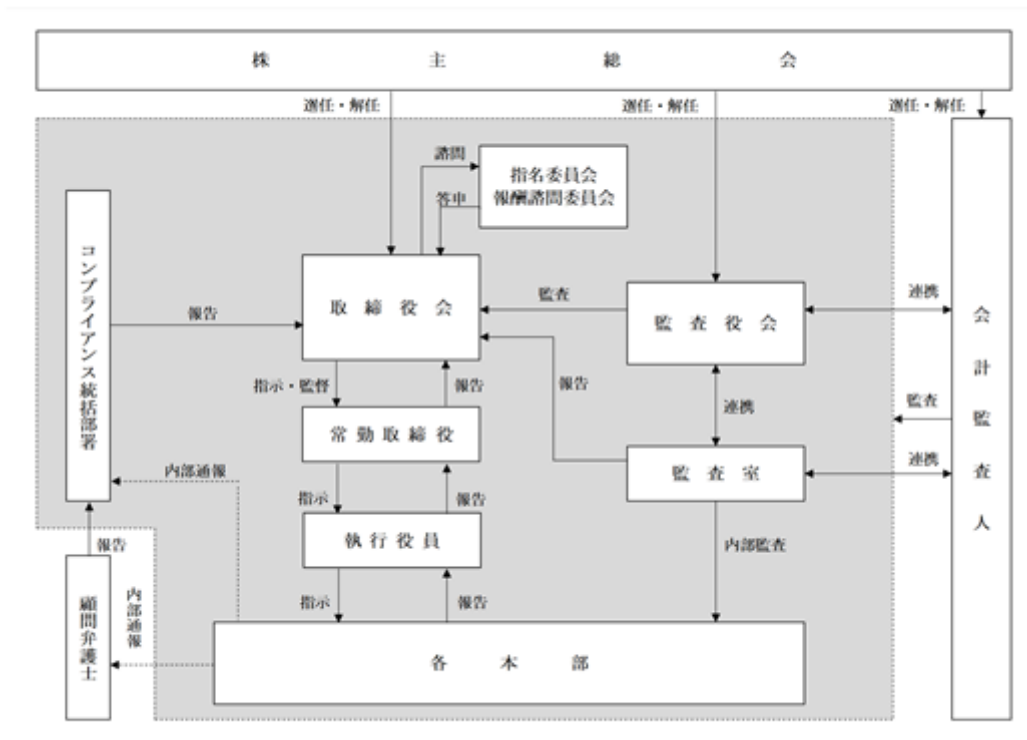
常務取締役管理本部長 谷口陽一郎

ホ．社外取締役2名と社外監査役2名により、外部からの取締役に対する監督・監査体制を構築しております。

ヘ．コンプライアンス経営の更なる強化を図るべく、「コンプライアンスプログラム」を導入し、同プログラムを実施、管理および整備する統括部署を置いております。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度を設けております。

当社は、上記の体制により、経営の意思決定および監督・監査が、十分に機能していると考えており、現在の体制を採用しております。

[コーポレート・ガバナンス体制 模式図]



企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定め、その整備を図っております。

当社は、「QSO」(Quality, Safety & Originality)『品質は人格であり、安全は協調であり、独創は改革である』という会社指針のもと、業務の適正および効率性の確保ならびにリスクを管理する体制の構築が重要な経営課題であると認識し、以下の各体制・事項を整備する。

イ．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス経営の更なる強化を図るため、コンプライアンス管理規程、行動規範に従い、当社の取締役および従業員等がコンプライアンス・プログラムを実践する。
- b. コンプライアンス・プログラムを推進する組織として、コンプライアンス推進委員会を設置し、部署ごとに任命されたコンプライアンス推進委員により社内教育を実施する。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度(ホットライン)を設置、運用する。
- c. コンプライアンス・プログラムにおいて、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、コンプライアンス行動規範に、「反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう。」と記す。

また、反社会的勢力排除のため、社内専門部署および責任者を定め、所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り、情報の共有化を図る。更に、反社会的勢力排除に向けた連絡協議会への参加、全社員へのコンプライアンス行動規範の配布、社内教育の実践等により、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

- d. コンプライアンスを統括・管理する部署は、当社のコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について必要に応じ取締役会に報告する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子文書(以下、「文書等」という。)に記録、保存し管理する。
- b. 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できる。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 情報資産管理規程において取締役および従業員等の情報セキュリティに関する行動規範を定め、当社が保有する全ての情報資産について、ITを利用する場合を含め、高いセキュリティレベルを確保する。
- b. リスクマネジメント基本規程に従い、平時において重要なリスクの抽出、リスク軽減策の策定および実施等を行う。
- c. 危機管理マニュアルを整備し、有事においては災害等重大かつ緊急な事態が発生したときは、これに従い全社で対応し、事業の継続を確保するものとする。
- d. リスクを統括・管理する部署は、当社のリスクを統合的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、取締役および従業員等が共有する全社的な目標(経営方針)を定め、本部担当取締役および各部署長はその目標達成のために各本部目標(本部方針)および各部署目標(部署方針)を定める。
- b. 内部牽制機能を確立するため、各本部の機能および分担を明確にし適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
- c. 情報システムの利用を通じて、当社の取締役および従業員等の適切な情報伝達と意思疎通を推進する。

ホ．当社における業務の適正を確保するための体制

一般に公正妥当と認められた企業会計基準に従い経営実態に即した会計処理を行うための体制を整備し運用を図り、その有効性を評価することにより業務プロセスの適正を確保し、もって当社の財務報告に係る信頼性を確保する。

- へ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- a．現在、監査役の職務を補助する使用人は任命していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くものとする。また、補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。
 - b．補助使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の事前同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ト．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a．当社の取締役および従業員等は、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実を発見したとき、会社に損害を与える事態が発生または発生することが予想されるときは、所管部署を通じてリスクを統括・管理する部署に報告し、重要な事項については当該部署の責任者が監査役に報告する体制とする。
 - b．監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役および従業員等に対して報告を求めることができる。
 - c．当該報告を行った者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- チ．その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a．当社の取締役および従業員等は、監査役による監査に対する理解を深め、監査役による監査の環境を整備するよう努める。
 - b．代表取締役は、定期的に監査役との意見交換等を行い、適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務が遂行できる体制を確保する。
 - c．監査役による職務の執行について生じる費用の処理は、監査役による請求に従い、速やかに行うものとする。
- ・リスク管理体制の整備の状況
- リスク管理体制につきましては、以下のとおり整備を図っております。
- イ．事業活動上の重大な事態が発生した場合には、緊急対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を図るとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。
 - ロ．個人情報保護法に対応し、個人情報保護方針の策定とそれに基づく規程等の整備を図るとともに、各種個人情報の取扱いの重要性を従業員に徹底するなど、個人情報保護体制の整備に努めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役および監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役および監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

- イ．当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。
- ロ．当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）について、2023年6月28日開催の当社第67期定時株主総会において、ご出席株主の過半数のご賛成をいただき、本プランを継続いたしました。本プランの有効期間は2023年6月28日から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。本プランの具体的内容については、以下のとおりであります。

・ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

1．基本方針の内容について

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大量買付行為およびこれに類似する行為があった場合でも、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えておりますので、当社株式について大量買付行為がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白なもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものもありません。そして、当社は、このような不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかについて、短期間のうちに適切な判断が求められる株主の皆様にとって、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討する上でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響や大量買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、あるいは、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料になるものと考えております。

以上の理由により、当社は、株主の皆様が当社株式の大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するような大量買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ適切な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考えております。

2．当社の企業価値の源泉について

当社は、1957年1月の設立以来、半世紀以上にわたり「きれいな水」「安全な水」「おいしい水」をお届けすることを使命に、大切な水を人々の暮らしへとつなぐ給水装置の製造・販売を主な業務として、水道事業発展の一翼を担ってまいりました。

当社の企業価値の源泉は、事業の担い手を構成する全体としての従業員と以下の4点との結びつきにより生み出されるものであるといえます。

「ものづくり」に関する数々の独自ノウハウ

当社の生産現場では、鋳造、加工、組立、検査、出荷、さらには生産ラインで使用する金型まで自社で管理する一貫生産体制を敷き、徹底した品質管理を行っております。これら各工程での長年の経験や蓄積されたデータから導かれた「ものづくり」に関する独自ノウハウの数々は、当社が送り出す製品の競争力を支えています。

独自の生産管理システム

給水装置は使用する環境や条件等で求められる性能が異なります。当社の製品は、ほぼ全国の水道事業体でご採用いただいておりますが、その数は数万点にも上ります。

当社では、精度の高い需要予測を可能にする営業力と多品種少量生産を可能にするフレキシブルな工場稼働体制の組合せによる独自の生産管理システムを確立し、それぞれの製品を、安定供給できる体制を整えています。

全国の水道事業体・管材商社・水道工事業者との信頼関係に基づくブランド力

当社はこれまで安全性、利便性、施工性の向上を目指した給水装置の開発を行い、必要とされる製品を安定的に供給し続けることにより、水道事業に携わる様々な方々から長期にわたり高い信頼を得てまいりました。こうした強固な信頼関係に基づくブランド力は当社の重要な事業基盤となっております。

製販一体化による顧客ニーズへの対応力

当社は、全国に27箇所の営業拠点を設置し、顧客ニーズを的確に捉えるとともに、製品開発から製造・供給までいち早く対応できる体制を整えています。

3. 企業価値向上のための取組み

日本の総人口の減少と東日本大震災の経験という、水道をとりまく状況の大きな変化を受け、2013年3月に厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」では、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像が明示されております。

そして、当社はこれまで、給水装置のトップメーカーとして、生活に欠かすことができない「水」の安定供給に努め、更にその培った技術をもとに、住宅・建築設備事業へと領域を広げてまいりました。この2つの事業をさらに成長させて、将来ビジョン（あるべき姿）として、「安全な水の安定供給」と「快適な住空間」を支える企業として、将来にわたり、すべての人々が安心して暮らせる社会の実現に貢献し、広く社会から必要とされる存在であり続けることを実現するため、2022年5月13日に「中期経営計画2024」を策定し、公表いたしました。その概要は、以下のとおりです。

事業ポートフォリオ・マネジメントの推進

給水装置事業においては、「新水道ビジョン」が目指す「強靱」「持続」「安全」の観点から、災害リスクを回避・低減する「耐震化」製品のニーズが高まっており、時代の変化を見据えた技術開発をさらに進め、あらたな付加価値を早く捉えて、成長させてまいります。

また、住宅・建築設備事業においては、各地域の顧客基盤を活かした営業活動を強化するとともに、製品ラインアップの充実を図ってきており、既存製品を活かした空調設備分野（非住宅分野）への展開、あわせて買収した床暖房事業とのシナジーを確実に実現することによって、将来に亘り、成長を牽引させてまいります。

サステナビリティ経営の実現

当社が将来にわたり、社会から認められる企業価値を維持・向上させていくために、以下の重要課題（マテリアリティ）を特定し、確実にその課題に取り組んでまいります。

・社会との共生

（取り組み課題）持続可能な暮らしの基盤づくり・安全・安心な製品の安定供給

・環境との調和

（取り組み課題）CO2 排出削減・産廃物の削減・環境配慮型製品の開発

・人財の尊重

（取り組み課題）健康経営（労働安全衛生）の推進・働きがいのある職場環境の整備・多様な人財の育成

・責任ある行動

（取り組み課題）ガバナンスの強化・コンプライアンスの徹底

配当政策の基本方針

当社は、事業成長と業績向上を通じて、株主の皆様に対する利益還元と、多様なステークホルダーへの貢献を両立してまいります。具体的には、各事業年度の財政状況や将来の事業展開等を総合的に勘案し、事業成長や地球環境の保全を図るための投資などにも考慮し、利益還元を行うことを基本方針といたします。

配当につきましては、連結配当性向50%を目安とし、あわせて安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向等に鑑みて、機動的に自己株式取得等を実施してまいります。

4. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の透明性を高め、コンプライアンス遵守の徹底を通じ、企業として広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値を持続的に向上させていくために必要不可欠と考えており、その中でも、コーポレート・ガバナンスの充実が最も重要な課題と認識しております。

このような認識の下、当社は、取締役の責任の明確化を図り、株主の皆様への信頼を問う機会を増やすことを目的に、取締役の任期を1年としております。

また、取締役会の監督機能の強化を図るため、独立性の高い社外取締役を2名選任するのに加え、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成される「指名委員会」および「報酬諮問委員会」を設置し、取締役の指名・解任、報酬額の決定の手續について、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることで独立性・客観性を担保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図っております。

一方、監査役においては、独立性の高い社外監査役2名を含む3名の監査役が、取締役会をはじめとする重要会議へ出席する他、取締役、会計監査人および内部監査部署と定期的に面談または情報交換等を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備・運用状況等の確認を行っております。

当社は、今後も株主の皆様、お客様・お取引先様、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質、法令・ルール遵守の徹底、社会貢献活動等の更なる充実・強化に努めてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの内容

本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり所定の手續に従うことを要請するとともに、かかる手續に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手續に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当の方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。

なお、新株予約権の無償割当の実施、不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社取締役会から独立した独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに株主の皆様等に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手續を遵守した場合において、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると認めるときは、本プランによる対抗措置の実施の是非について、必ず株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することといたします。なお、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、イ）大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、ロ）当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本プランの継続の手續 - 定時株主総会における承認

本プランの継続にあたり株主の皆様意思を適切に反映するため、本総会において、ご出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主、インターネットにより議決権行使を行う株主および株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにより議決権行使を行う株主を含みます。以下同じ。）の皆様議決権の過半数の賛成をいただけることを条件とします。

本プランに基づく対抗措置の発動に係る手續

対象となる大量買付行為

当社は、以下のイ）ないしハ）のいずれかに該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

イ）当社が発行者である株券等*1について、保有者*2の株券等保有割合*3が20%以上となる買付け

ロ）当社が発行者である株券等*4について、公開買付け*5に係る株券等の株券等所有割合*6およびその特別関係者*7の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

八) 上記イ) もしくはロ) に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、() 当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本八)において同じ。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係* 8を樹立するあらゆる行為* 9であって、() 当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

- * 1 : 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等(有価証券とみなされる場合を含みます。)をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 2 : 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者(同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))。以下において別段の定めがない限り同じとします。)およびその共同保有者(同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))。以下において別段の定めがない限り同じとします。)をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 3 : 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。)も加算するものとします。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 4 : 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。 において同じとします。
- * 5 : 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 6 : 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下において別段の定めがない限り同じとします。
- * 7 : 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下において別段の定めがない限り同じとします。

各割合の算出にあたって、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

- * 8 : 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。
- * 9 : 本八) 所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本八) 所定の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

意向表明書の提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約を含む、大量買付者に関する以下の事項等を日本語で記載した意向表明書を、当社取締役会に提出していただきます。なお、意向表明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類(外国語の場合には、日本語訳を含みます。)を添付していただきます。

- a) 大量買付者の氏名または名称
- b) 大量買付者の住所または本店、事務所等の所在地
- c) 大量買付者の設立準拠法

- d) 大量買付者の代表者の役職および氏名
- e) 大量買付者の日本国内における連絡先
- f) 大量買付者の直接・間接の大株主または大口出資者（持株割合または出資割合上位10名）および実質株主（出資者）の概要
- g) 提案する大量買付行為の概要（大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等*10その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

当社取締役会が、大量買付者が出現したことを認識した場合はその事実を、また、大量買付者から意向表明書を受領した場合はその受領の事実を、株主の皆様等に、適用ある法令等および株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める諸規則に従った適時かつ適切な情報開示（以下「情報開示」といいます。）を行います。

*10：重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等を含みます。

大量買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、上記意向表明書を受領した日の翌日より10日以内に、大量買付者に対して、当社取締役会が当該大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した書面（以下「本必要情報リスト」といいます。）を交付し、大量買付者には、本必要情報リストの記載に従い、本必要情報を当社取締役会に日本語で記載した書面にて提出していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために必要な水準を超える本必要情報の提供の要求を行わないこととします。）。

当社取締役会は、本必要情報を受領した場合、速やかにこれを下記に定める独立委員会に提供するものとしします。

- a) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- b) 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社株式の数、ならびに意向表明書提出日を含む前60日間における大量買付者の当社株式の取引状況
- c) 大量買付行為の目的（意向表明書において記載いただいたものの詳細）、方法および内容（大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の適法性ならびに大量買付行為の実行の実現可能性等を含みます。）
- d) 大量買付行為の対価の額の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）ならびにその算定根拠等を含みます。）の概要
- e) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- f) 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が存在しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- g) 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係るステークホルダーの処遇方針
- h) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- i) 反社会的組織ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容

j) 大量買付行為のために投下した資本の回収方針

また、当社取締役会は、大量買付者から提供された本必要情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報（以下「追加情報」といいます。）を大量買付者から提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が当社株式を継続保有する可否を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報リストを交付した日の翌日より60日以内に行うこととします。なお、この場合、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社取締役会は、本必要情報または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、株主の皆様等に、情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に情報開示を行います。なお、当社は、公開買付けによる当社株券等の大量買付者に対しては、本必要情報および追加情報の提供を求めるほか、金融商品取引法第27条の10の規定に基づいて、「意見表明報告書」を通じて当該公開買付けに関する質問を行うことがあります。

当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された本必要情報および追加情報が株主の皆様が当社の株式を継続保有する可否を適切に判断するために必要な水準を満たしていると判断した場合は、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

また、当社取締役会が本必要情報および追加情報の提供を要請したにもかかわらず、大量買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合、当社取締役会が求める本必要情報および追加情報が全て揃わなくても、大量買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、取締役会による評価、検討等を開始する場合があります。

当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から、以下の()または()の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

() 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする買付けの場合には60日以内

() その他の大量買付行為の場合には90日以内

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要なと認める場合には、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で延長できるものとし、その場合は具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を大量買付者に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示します。また、延長は一度に限り、その期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者の助言を得ながら提供された本必要情報および追加情報を十分に評価・検討し、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大量買付者に通知するとともに、株主の皆様等に情報開示を行います。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記 に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した日の翌営業日から大量買付行為を行うことが可能となります。また、下記 に定めるとおり株主総会の招集手続を実施した場合、大量買付者は、(a)当該株主総会において対抗措置を実施することを内容とする議案が可決されたときには、当該株主総会の終結後開催される対抗措置を実施するために必要となる決議を行うための当社取締役会の終結の時まで、(b)当該株主総会において対抗措置を実施することを内容とする議案が否決されたときには、当該株主総会の終結の時まで、それぞれ大量買付行為を開始できないものとします。

独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されているか否か、ならびに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か、については当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会規則に基づき、独立委員会を設置することといたします。

独立委員会は3名以上の委員より構成され、当社取締役会は委員を当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から選任するものとします。本プラン継続後の独立委員会の委員には、本総会における取締役選任議案の承認可決を条件といたしまして、現在の独立委員会の委員である社外取締役の飯島康夫氏が引き続き就任する予定であり、また、本総会における監査役選任議案の承認可決を条件といたしまして、社外監査役に就任予定の伊藤広樹氏および櫻井秀憲氏が就任する予定です。

なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会はこの諮問に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為について慎重に評価・検討し、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

当社取締役会は、当該判断を行った場合、当該判断の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様等に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え大量買付者の提供する本必要情報および追加情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討した上で、対抗措置の発動の是非を取締役会評価期間の終了時までに判断するものとします。

対抗措置の発動の条件

イ) 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行った場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行った場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を講じるにあたり、独立委員会が予め株主の皆様意思を確認すべき旨の留保を付した勧告を行った場合、あるいは、取締役の善管注意義務に照らして株主の皆様意思を確認することが適切と判断した場合には、株主総会を開催することとし、対抗措置の実施についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします。

ロ) 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報および追加情報ならびにそれらに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認められた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を実施するか否かを株主の皆様にご質問し、株主総会を招集することとします。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (a) 高値買取要求を狙う買付け等である場合
- (b) 高度な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買付け等である場合
- (c) 会社の資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付け等である場合
- (d) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付け等である場合
- (e) 最初の買付けで全株式の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、或いは明確にしないで公開買付けを行うなど、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある買付け等である場合

当社取締役会は、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると認め、対抗措置を実施するか否かを株主の皆様にご質問し、株主総会を招集すべき旨の取締役会決議を行った場合には、本プランによる対抗措置の実施についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします。

当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記 -イ) またはロ) のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

また、上記 -イ) または -ロ) に基づき当社取締役会が株主総会の招集手続を実施した場合には、当社取締役会は、かかる手続によって実施された株主総会の決議に従い、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定に係る通知を「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。ただし、上記株主総会の招集手続を実施した場合、大量買付者は、(a) 当該株主総会において対抗措置を実施することを内容とする議案が可決されたときには、当該株主総会の終結後開催される対抗措置を実施するために必要となる決議を行うための当社取締役会の終結の時まで、(b) 当該株主総会において対抗措置を実施することを内容とする議案が否決されたときには、当該株主総会の終結の時まで、それぞれ大量買付行為を開始できないものとします。

なお、株主総会の招集を行うにあたり、当社取締役会は、本必要情報および追加情報の概要、意向表明書に関する当社取締役会の意見および独立委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

また、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、大量買付者から十分な情報を受領後速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「承認総会議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主とします。

当該株主総会の決議は、ご出席株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものとします。

なお、当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不実施の決定を行った場合には、当社は当該株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に関する条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

本新株予約権無償割当の概要

当社取締役会は本プランにおける対抗措置として、原則として、「前澤給装工業株式会社 新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当を行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当を決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記載された株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係わる新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式1株と引き換えに本新株予約権1個を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

なお、本新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認が必要です。

本新株予約権の無償割当のほか、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、2023年6月28日から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。すなわち本プランは、長くとも3年に1度、定時株主総会において、または臨時の株主総会において、株主の皆様のご判断で、変更または廃止させることが可能です。さらに、当社の取締役任期は1年となりますので、毎年、定時株主総会で選任される取締役が取締役会にて本プランの廃止を決定することもできます。従いまして、本プランは、株主の皆様のご判断で、毎年の取締役選任手続を通じて、本プランを間接的に廃止させることも可能となっております。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2023年5月19日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ本プランの基本的考え方に反しない範囲で、本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

また、上記に定める有効期間の満了以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

2. 本プランの合理性

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは2008年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容、および、東京証券取引所が2015年6月1日より適用している「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最終改訂）の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も勘案しております。

企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

株主意思を重視するものであること

本プランは、本総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を問うことにより、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは継続だけでなく廃止についても、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

また、上記1.(3) および記載のとおり、当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合において、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると認めるときは、本プランによる対抗措置の実施の是非について、必ず株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することとしております。

それ以外の場合でも、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、上記1.(3)記載のとおり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者により構成されます。

本プランにおける対抗措置の発動にあたっては、上記1.(3)記載のとおり、独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

3. 株主の皆様等に与える影響

本プランの継続にあたって株主および投資家の皆様にご与える影響等

本プランが継続される時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。なお、本プランは、上記 . に記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。これにより株主の皆様は、大量買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか、大量買付行為に応ずるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランは、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものであると考えております。

なお、上記 1.(3) 記載のとおり、大量買付者が本プランに定める手続を遵守するか否か等により大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

本新株予約権無償割当の実施により株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関しては希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価格相当の金銭の払い込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当を中止し、または、無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

本新株予約権の無償割当の実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては、差別的条項が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係わる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様のご口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様にご必要となる手続

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための口座等の必要情報、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの）として、その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当後、株主の皆様が行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個あたり金 1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき 1 株の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等を開設していただく必要がある点にご注意下さい。

当社による本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当の実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

(注) 当社は、2026年3月期から2030年3月期までを対象とした中期経営計画を策定し、2025年8月7日付でその概要を公表しております。また、配当政策の基本方針を変更し、2025年8月7日付でその概要を公表しております。

取締役会の活動状況

取締役会は、当事業年度において、月1回程度の間隔で計14回開催され、全ての取締役が出席しております。取締役会における具体的な検討内容として、経営計画・配当還元政策・コーポレートガバナンスに関する事項、指名委員会・報酬諮問委員会から答申された事項などがあります。

報酬諮問委員会の活動状況

報酬諮問委員会は、当事業年度において計2回開催され、全ての委員が出席しております。報酬諮問委員会における具体的な検討内容として、主に取締役の報酬（基本報酬、業績連動報酬、株式報酬）について、統計資料による世間相場との比較や業績等を踏まえつつ妥当性を検証し、その結果を取締役に答申しました。

指名委員会の活動状況

指名委員会は、当事業年度において1回開催され、全ての委員が出席しております。指名委員会における具体的な検討内容として、サクセッションプランへの意見具申や、取締役候補者の選定にあたっては候補者の面接を行い、役員としての適格性を評価した上で、その結果を取締役に答申しました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2026年6月24日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員一覧は、以下のとおりです。

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率13%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	杉本 博司	1964年6月15日生	1989年4月 当社入社 2003年4月 当社広島営業所長 2010年10月 当社執行役員営業本部中四国ブロック長 2014年7月 当社執行役員西日本営業部関西・中四国支店長 2015年10月 当社経営管理部門経営管理部長 2017年4月 当社事業企画部長 2019年6月 当社取締役営業部門担当 住宅設備営業統括部長 2021年10月 当社取締役営業本部長 2023年6月 当社常務取締役営業本部長 2025年4月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	28
常務取締役 管理本部長	谷口 陽一郎	1962年8月5日生	1986年4月 株式会社協和銀行(現 株式会社りそな銀行)入行 2013年4月 株式会社りそな銀行九段支店統括部長(支店長) 2016年4月 青木あすなる建設株式会社入社 東京建築本店営業第二部営業部長 2016年9月 当社入社 2016年12月 当社経理部長 2019年6月 当社取締役管理部門担当 管理統括部長兼経理部長 2020年6月 当社取締役管理部門担当 管理統括部長 2021年10月 当社取締役管理本部長 2025年4月 当社常務取締役管理本部長(現任)	(注)3	25
取締役 生産本部長	青木 栄一	1966年9月12日生	1990年2月 当社入社 2010年10月 当社大阪営業所長 2019年2月 当社関西・中部エリア統括部長 2019年12月 当社生産企画部長 2021年10月 当社執行役員福島工場長 2023年6月 当社取締役生産本部長 2025年4月 当社取締役生産本部長兼福島工場長 2026年1月 当社取締役生産本部長(現任)	(注)3	23
取締役	飯島 康夫	1968年6月11日生	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 紀尾井町法律事務所弁護士(現任) 2015年4月 第二東京弁護士会副会長 2015年6月 パルシステム生活協同組合連合会 員外監事(非常勤) 2020年6月 当社社外取締役(現任) 2023年6月 パルシステム共済生活協同組合連 合会員外監事(非常勤)(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	熊崎 美杉	1959年7月27日生	1978年4月 関東信越国税局入職 2016年7月 本庄税務署長 2019年7月 川越税務署長(2020年7月退職) 2020年8月 税理士登録 2020年8月 熊崎美杉税理士事務所税理士(現任) 2021年4月 関東信越税理士会審理室 副主管(現任) 2021年6月 社会福祉法人聖徳会監事(現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任) 2022年8月 シグマ光機株式会社 社外監査役(現任)	(注)3	0
常勤監査役	富田 邦明	1965年3月1日生	1987年4月 当社入社 2007年4月 当社特販部設備グループ グループリーダー 2014年7月 当社特販営業部 集合営業課長 2015年4月 QSOインダストリアル株式会社出向 同社取締役 2022年10月 当社設備営業部 副部長 2025年4月 当社監査室 2025年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	19
監査役	伊藤 広樹	1981年9月18日生	2007年12月 弁護士登録 2007年12月 西村あさひ法律事務所入所 弁護士 2013年9月 岩田合同法律事務所入所 弁護士 2016年1月 岩田合同法律事務所 パートナー 弁護士(現任) 2021年3月 Recovery International株式会社 社外監査役(現任) 2023年6月 当社社外監査役(現任)	(注)5	-
監査役	櫻井 秀憲	1979年6月5日生	2002年10月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社 2006年3月 公認会計士登録 2006年8月 税理士法人AKJパートナーズ入社 2013年4月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 2014年7月 株式会社維新キャピタルパートナーズ 代表取締役(現任) 2020年1月 ばんせい証券株式会社 社外監査役(現任) 2023年6月 当社社外監査役(現任)	(注)5	2
計					99

- (注)1. 取締役飯島 康夫および熊崎 美杉の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊藤 広樹および櫻井 秀憲の各氏は、社外監査役であります。
3. 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 2023年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 当社は、取締役飯島 康夫および熊崎 美杉ならびに監査役伊藤 広樹および櫻井 秀憲の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 所有株式数は、2026年3月31日時点のものであります。

b. 2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役6名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載しています。

男性8名 女性1名（役員のうち女性の比率11%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	杉本 博司	1964年6月15日生	1989年4月 当社入社 2003年4月 当社広島営業所長 2010年10月 当社執行役員営業本部中四国ブロック長 2014年7月 当社執行役員西日本営業部関西・中四国支店長 2015年10月 当社経営管理部門経営管理部長 2017年4月 当社事業企画部長 2019年6月 当社取締役営業部門担当 住宅設備営業統括部長 2021年10月 当社取締役営業本部長 2023年6月 当社常務取締役営業本部長 2025年4月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 3	28
常務取締役 管理本部長	谷口 陽一郎	1962年8月5日生	1986年4月 株式会社協和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2013年4月 株式会社りそな銀行九段支店統括部長（支店長） 2016年4月 青木あすなる建設株式会社入社 東京建築本店営業第二部営業部長 2016年9月 当社入社 2016年12月 当社経理部長 2019年6月 当社取締役管理部門担当 管理統括部長兼経理部長 2020年6月 当社取締役管理部門担当 管理統括部長 2021年10月 当社取締役管理本部長 2025年4月 当社常務取締役管理本部長（現任）	(注) 3	25
取締役 生産本部長	青木 栄一	1966年9月12日生	1990年2月 当社入社 2010年10月 当社大阪営業所長 2019年2月 当社関西・中部エリア統括部長 2019年12月 当社生産企画部長 2021年10月 当社執行役員福島工場長 2023年6月 当社取締役生産本部長 2025年4月 当社取締役生産本部長兼福島工場長 2026年1月 当社取締役生産本部長（現任）	(注) 3	23
取締役 営業本部長	三門 泰輔	1973年4月5日生	1997年4月 当社入社 2015年10月 当社四国営業所長 2021年10月 当社仙台支店長 2025年4月 当社執行役員東日本担当兼設備営業部担当 2026年1月 当社執行役員営業本部長兼西日本担当（現任） 2026年6月 当社取締役営業本部長（予定）	(注) 3	2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	飯島 康夫	1968年6月11日生	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 紀尾井町法律事務所弁護士(現任) 2015年4月 第二東京弁護士会副会長 2015年6月 パルシステム生活協同組合連合会 員外監事(非常勤) 2020年6月 当社社外取締役(現任) 2023年6月 パルシステム共済生活協同組合連 合会員外監事(非常勤)(現任)	(注)3	-
取締役	熊崎 美杉	1959年7月27日生	1978年4月 関東信越国税局入職 2016年7月 本庄税務署長 2019年7月 川越税務署長(2020年7月退職) 2020年8月 税理士登録 2020年8月 熊崎美杉税理士事務所税理士(現 任) 2021年4月 関東信越税理士会審理室 副主管 (現任) 2021年6月 社会福祉法人聖徳会監事(現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任) 2022年8月 シグマ光機株式会社 社外監査役 (現任)	(注)3	0
常勤監査役	富田 邦明	1965年3月1日生	1987年4月 当社入社 2007年4月 当社特販部設備グループ グルー プリーダー 2014年7月 当社特販営業部 集合営業課長 2015年4月 QSOインダストリアル株式会社出 向 同社取締役 2022年10月 当社設備営業部 副部長 2025年4月 当社監査室 2025年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	19
監査役	伊藤 広樹	1981年9月18日生	2007年12月 弁護士登録 2007年12月 西村あさひ法律事務所入所 弁護士 2013年9月 岩田合同法律事務所入所 弁護士 2016年1月 岩田合同法律事務所 パートナー 弁護士(現任) 2021年3月 Recovery International株式会社 社外監査役(現任) 2023年6月 当社社外監査役(現任)	(注)5	-
監査役	櫻井 秀憲	1979年6月5日生	2002年10月 新日本監査法人(現 EY新日本 有限責任監査法人)入社 2006年3月 公認会計士登録 2006年8月 税理士法人AKJパートナーズ 入社 2013年4月 フロンティア・マネジメント株式 会社入社 2014年7月 株式会社維新キャピタルパート ナーズ 代表取締役(現任) 2020年1月 ばんせい証券株式会社 社外監査 役(現任) 2023年6月 当社社外監査役(現任)	(注)5	2
計					101

(注)1. 取締役飯島 康夫および熊崎 美杉の各氏は、社外取締役であります。

2. 監査役伊藤 広樹および櫻井 秀憲の各氏は、社外監査役であります。

3. 2026年6月25日開催予定の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2025年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 2023年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 当社は、取締役飯島 康夫および熊崎 美杉ならびに監査役伊藤 広樹および櫻井 秀憲の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 所有株式数は、2026年3月31日時点のものであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。いずれも当社が定める「独立役員選任基準」()に合致しており、当社との人的関係、取引関係その他の利害関係はなく、また資本的関係については特記すべき事項はなく、独立性を有していると考え、選任しております。

- ・ 社外取締役飯島 康夫氏は、弁護士としての法務に関する識見に加え、生活協同組合連合会の員外監事を務める等の経験を有しております。取締役会は、それらの経験と実績に基づく同氏の専門的・客観的視点からの助言等が、当社の中長期的な企業価値の向上および取締役会の監督機能向上に活かされることを期待し、社外取締役として選任しております。
- ・ 社外取締役熊崎 美杉氏は、国税局において税務署長等の要職を歴任され、その中で培ったマネジメント能力や税務に関する専門的知見に加え、同局退職後においては税理士および社会福祉法人の監事を務める等の経験を有しております。取締役会は、それらの実績と経験に基づく同氏の専門的・客観的立場からの助言等が、当社の中長期的な企業価値の向上および取締役会の監督機能向上に活かされることを期待し、社外取締役として選任しております。
- ・ 社外監査役伊藤 広樹氏は、弁護士としての法務に関する豊富な知識を有するとともに、企業の社外監査役を務める等の経験も有しております。取締役会は、そのような知識と経験を活かし、客観的な立場から当社の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
- ・ 社外監査役櫻井 秀憲氏は、監査法人での勤務経験や公認会計士資格を取得するなど財務・会計等に関する豊富な知識を有するとともに、企業の代表取締役や社外監査役を務める等の経験も有しております。取締役会は、そのような知識と経験を活かし、客観的な立場から当社の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

() 「独立役員選任基準」(2021年12月20日改定)の独立性に関する基準

独立役員と認定されるものは、以下の各号に該当してはならない。

- a. 当社を主要な取引先とする者、またはその業務執行者
- b. 当社の主要な取引先、またはその業務執行者
- c. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者)またはその業務執行者
- d. 当社が大口出資者(総議決権の10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
- e. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
- f. 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- g. 過去3年間において、上記aからfに該当していた者
- h. 下記に掲げる者の近親者等

() 上記aからgまでに掲げる者(但し、aからdまでの「業務執行者」においては重要な業務執行者、eの「団体に所属する者」においては重要な業務執行者およびその団体が監査法人や法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者、並びにfの「監査法人に所属する者」においては、重要な業務執行者および公認会計士等の資格を有するものに限る)

() 当社の子会社の重要な業務執行者(社外監査役を独立役員に認定する場合は、業務執行者でない取締役または会計参与を含む。)

() 過去3年間において、上記()または当社の重要な業務執行者(社外監査役を独立役員として認定する場合は、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて、会計監査人および監査室による監査情報、報告書等の提供を受け、必要に応じて意見を述べております。

社外監査役は、定期的に会計監査人と会合を持つなど、連携を保ち、監査に関する意見および情報の交換を行っております。また、監査役会を通じて、監査室から監査情報等の提供を受け、必要に応じて意見を述べております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 組織・人員

有価証券報告書提出日現在、当社の監査役は3名であり、常勤監査役1名と社外監査役2名で構成されております。監査役会の議長は富田邦明常勤監査役が務めており、当社営業部門、当社子会社の取締役、ならびに当社内部監査部門において培った経験および知見を踏まえ、監査役会を統括しております。社外監査役伊藤広樹氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な知識と経験を有しております。また社外監査役櫻井秀憲氏は、監査法人での勤務経験や公認会計士としての財務および会計に関する豊富な知識を有しております。

b. 監査役会の活動状況

監査役会議は、原則として取締役会開催日に開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計13回開催され、1回あたりの所要時間は平均約25分でした。審議・報告事項説明資料は会議1週間前の配付により、会議時間の短縮化を図っております。また、監査役の出席率は全員100%でした。監査役会議における審議事項としては、監査方針および監査計画、会計監査人の選定および報酬に関わる事項等、報告事項としては、事業所等への監査結果、重要な会議への出席報告、内部監査部門との連携に関する事項等であります。

監査役会の活動としては、取締役会（当事業年度は合計14回開催され、監査役の出席率は全員100%です。）に出席し議事運営・決議内容等を監査し、必要に応じて質問し、意見を表明しております。定期的に行っている代表取締役・取締役との個別面談では問題意識の共有、意見交換を行い、会計監査人からの期中レビュー結果報告等を受けては、監査結果および決算状況の把握を行っております。また、監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人とその事項の選定について意見交換を行いました。

c. 監査役の具体的な活動

常勤監査役は、監査役会としての活動の他、内部監査部門との定例的な情報交換会への出席、主要事業拠点への実地監査、品質保証委員会などの重要会議へ出席、社内稟議・報告関係の閲覧、関連規程の確認、取締役他幹部社員からの職務遂行月次報告を閲覧し、必要に応じて質問を行い、意見を述べました。これらの年間活動を通して、内部統制システムの整備・運用状況に問題ないことを確認しております。また、監査役会事務局を兼任し、監査計画および予算の立案、監査役会議の開催準備や関係規程の見直し、日本監査役協会等から発信される関連情報の収集などの事務処理全般を行っております。

社外監査役は、監査役会としての活動の他、期末決算監査の一部を担当して監査し、経営監視機能を果たしております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社の内部監査は、「経営目標の効果的な達成、および業務の適正な遂行に貢献すること」を目的とし、他の組織から独立した監査室が、業務監査および金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制評価」を実施しています。有価証券報告書提出日現在、監査室の人員は4名で構成されています。

内部監査は、内部監査規程および監査計画に従い、営業本部、生産本部、管理本部の各部署に対して業務監査を実施し、評価にあたっては業務活動が、法令、諸規程に準拠し、かつ、経営目的達成のため合理的、効果的に運営されているか否かを監査し、助言、勧告等を行っております。監査室長は、監査報告書を社長に提出するとともに、各取締役、常勤監査役に対しても送付を行います。監査対象部署に対して、改善勧告を行う場合は、監査室長が勧告書を発行し、回答書の提出を求め、改善の実施状況を確認します。

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制評価」は、内部統制基本規程および内部統制の有効性評価要領に従い、取締役会で決定した評価範囲において、各種内部統制に係る評価を行い、監査室長は、有効性の確認結果を「内部統制評価結果調査」により、社長へ報告を行います。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

イ. 監査室と監査役監査との連携

監査室は、監査役監査との重複を最小限に抑え、効率的な監査実施のため、毎月、常勤監査役へ内部監査、内部統制に関する活動報告を行い、情報を共有し、意見交換を行っています。社外監査役は、監査役会を通じて、監査情報等の提供を受け、必要に応じて意見を述べております。

ロ. 監査室と会計監査との連携

監査室は、会計監査人へ四半期毎に活動報告を行い、指摘内容、経営者の対応状況等の情報を共有し、必要に応じて打合せ、意見交換を実施しています。

c. 内部監査の実効性を確保するための取組

コーポレートガバナンス・コード補充原則4-13（内部監査の実効性確保のための体制整備）への対応にあたっては、当社では、コーポレート・ガバナンス基本方針を掲げ、内部監査結果を取締役に定期的に報告する体制としており、取締役会には、四半期毎の内部監査の結果および内部統制評価の状況等に関する活動報告を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

37年

上記は、当社が新規上場した際に提出した有価証券届出書における監査対象期間より前の期間については調査が著しく困難であったため、有価証券届出書における監査対象期間以降の期間について記載したものです。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

細矢 聡
村松 通子

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士14名、その他32名

e. 監査法人の選定方針と理由

日本監査役協会が定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠した社内基準に基づき、選定しております。なお、会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に掲げるいずれかの事由が発生し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任することができます。また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な監査を期待できる会計監査人の選任が適切と判断した場合は、株主総会に提出される会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

f. 監査役および監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人の独立性・監査体制、監査の実施状況や品質等に関する情報を収集し、日本監査役協会が定める「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠した社内基準に基づき、検証しました。その結果、会計監査人の監査の方法と結果を相当であると判断しました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	42	-
連結子会社	-	-
計	42	-

当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
42	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査計画の内容、監査の実施状況等を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」および「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ監査役会が定めた「会計監査人の選定および評価基準」に基づき監査計画の内容および監査報酬見積りの算出根拠等を確認、検討した結果、監査報酬等の額は適切であると判断致しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日及び、2021年6月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役（常勤取締役）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬（賞与）、株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬の個人別の報酬は、取締役会で決議する社内の規定に基づき、月額固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に鑑みて、当社と同種類かつ同規模である相当数の企業のベンチマークにおける固定報酬額、当社の財務状況等も考慮しながら、総合的に勘案して決定する方針とし、月額金銭報酬を支給する。

c. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）は、取締役会で決議する社内の規定に基づき、取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給するものとし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合い等、また当社と同種類かつ同規模である相当数の企業のベンチマークにおける報酬総額などを参考に算出する方針とし、毎年、定時株主総会終了の日を含めて1週間以内に支給するものとする。

d. 株式報酬の算定方法の決定に関する方針

株式報酬（譲渡制限付株式報酬）は、取締役会で決議する社内の規定に基づき、対象取締役に對して当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的に、業績、役位、職責などを総合的に勘案の上算出する方針とし、当該株式を1事業年度に1回、取締役会決議により定める日に支給する。

e. 基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の額の取締役の個人別報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役（常勤取締役）の種類別の報酬等割合については、定めのないものとする。ただし、定性的な観点から、取締役会が報酬諮問委員会（以下、委員会という。）に取締役の個人別報酬の額を諮問し、委員会では、当社と同種類かつ同規模である相当数の企業のベンチマークにおける報酬等総額、その種類別の報酬割合等も踏まえた原案を作成する。取締役会においては、委員会の答申にある種類別の取締役個人別報酬の額を尊重する考えとする。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会が委員会に原案作成を諮問し、委員会の答申を得るものとし、取締役会は当該答申の内容を尊重し、決議しなければならないものとする。

また、監査役の報酬については、独立性の確保の観点から、固定報酬である基本報酬のみとしております。株主総会決議の範囲内で、監査役会で決議された社内の規定に基づき、常勤監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

・ 役員の報酬等に関する株主総会決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額285百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は0名）です。また、基本報酬、業績連動報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第65期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額30百万円以内（発行または処分する普通株式の総数は年50,000株を上限）とする旨、決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は3名）です。

・ 役員の報酬等の額の決定過程における活動内容

報酬諮問委員会は、会社からの諮問を受けて、2025年5月20日に第70期基本報酬と第70期株式報酬に関する答申を行い、それぞれ2025年6月26日、2025年7月24日開催の取締役会において当該報酬の支給について決議しております。

また、第70期業績連動報酬については、報酬諮問委員会が2026年5月20日に答申を行い、同日開催の取締役会で業績連動報酬を決議しました。

・ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指針は営業利益であり、その標準目標値は2,200百万円、その実績値は2,727百万円であります。当該指標を選択した理由は、業績向上への意欲を高めるとともに、各事業年度の成果を適切に反映していると考えているためであります。なお、標準目標値は第56期から第65期までの10年間ににおける営業利益の平均値（千万円単位切捨て、役員賞与を除く）であり、標準目標値と実績値（役員賞与引当金繰入前）との比較に基づく計算式により業績連動報酬を算出しております。

当事業年度における業績連動報酬は、取締役会で決議した規定に基づき、会社の業績に応じて、株主総会で決議された総額の範囲内で算定し、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会で決定しております。

・ 株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の内容等に関する事項

2021年6月25日開催の第65期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいております。また、割当ての際の条件等は、「d. 株式報酬の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	143	103	30	9	4
監査役 (社外監査役を除く。)	12	12	-	-	2
社外役員	22	22	-	-	4

- (注) 1. 上表には、2025年6月26日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）、監査役1名（うち社外監査役0名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合は、純投資目的である投資株式に区分し、他の場合は、純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 取引関係を緊密に維持するため、政策保有株式として取引先の株式を保有しております。毎年1回、取締役会において、政策保有株式について、保有先企業の財務状況及び株価・配当金、保有先企業との取引高、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を個別に精査し、保有を継続するか検討しております。

当事業年度においては、保有する全ての政策保有株式について、2026年4月27日開催の取締役会で継続保有の適否の検証を行いました。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	75
非上場株式以外の株式	8	5,786

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	1	持株会による定期買付のため。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	8	234

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
・特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
前澤工業(株)	1,198,438	1,198,438	創業者を同一とする企業であり経営における情報交流を行うなどの友好関係を保持するほか、給水装置事業に関連する商品の主要な仕入先であり、取引関係の維持・強化のために保有しております。 (定量的な保有効果)(注)	有
	2,342	1,632		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
前澤化成工業(株)	842,400	842,400	創業者を同一とする企業であり経営における情報交流を行うなどの友好関係を保持するほか、給水装置事業に関連する商品の主要な仕入先であり、取引関係の維持・強化のために保有しております。 (定量的な保有効果)(注)	有
	1,786	1,545		
戸田建設(株)	418,600	418,600	同社の連結子会社は、主に住宅・建築設備事業の顧客であります。中長期的な空調分野向け製品の販売展開のために、取引関係の維持・強化は必要であると判断し保有しております。 (定量的な保有効果)(注)	有
	606	369		
(株)ナガワ	54,400	54,400	営業上の取引のほか、製品倉庫の施工委託先であります。中長期的な住宅・建築設備事業製品の販売展開のために、取引関係の維持・強化は必要であると判断し保有しております。 (定量的な保有効果)(注)	有
	302	326		
日本電技(株)	130,400	32,600	住宅・建築設備事業の顧客であります。中長期的な住宅・建築設備事業製品の販売展開のために、取引関係の維持・強化は必要であると判断し保有しております。株式分割により株式数が増加しております。 (定量的な保有効果)(注)	有
	288	123		
荏原実業(株)	100,000	50,000	住宅・建築設備事業の顧客であります。当該株式は、取引関係の維持・強化のために保有しております。株式分割により株式数が増加しております。 (定量的な保有効果)(注)	有
	239	185		
愛知時計電機(株)	73,800	73,800	主に給水装置事業の顧客であります。当該株式は、取引関係の維持・強化のために保有しております。 (定量的な保有効果)(注)	有
	214	145		
S A N E I (株)	2,633	2,009	住宅・建築設備事業の顧客であります。当該株式は、取引関係の維持・強化のために保有しております。持株会定期買付により株式数が増加しております。 (定量的な保有効果)(注)	無
	5	3		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
㈱りそなホールディングス	-	81,760	金融取引の主要取引先であります が、保有継続について、総合的に 検証した結果、売却いたしました。	有
	-	105		
橋本総業ホールディングス(株)	-	24,200	給水装置事業、住宅・建築設備事業 の顧客であります。保有継続につ いて、総合的に検証した結果、売却 いたしました。	無
	-	29		
第一生命ホールディングス(株)	-	25,200	年金資産運用の主要取引先であり ますが、保有継続について、総合 的に検証した結果、売却いたしま した。	有
	-	28		
㈱三井住友フィナンシャルグループ	-	6,885	金融取引の主要取引先であり ますが、保有継続について、総合 的に検証した結果、売却いたしま した。	有
	-	26		
クリエイト(株)	-	5,000	給水装置事業、住宅・建築設備事 業の顧客であります。保有継続につ いて、総合的に検証した結果、売却 いたしました。	無
	-	5		
東京瓦斯(株)	-	1,000	住宅・建築設備事業の顧客であり ますが、保有継続について、総合 的に検証した結果、売却いたしま した。	無
	-	4		
東邦瓦斯(株)	-	1,000	住宅・建築設備事業の顧客であり ますが、保有継続について、総合 的に検証した結果、売却いたしま した。	無
	-	4		
大阪瓦斯(株)	-	1,000	住宅・建築設備事業の顧客であり ますが、保有継続について、総合 的に検証した結果、売却いたしま した。	無
	-	3		

(注) 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について、記載いたします。

当社は、保有する全ての特定投資株式について、2026年4月27日開催の取締役会で、保有先企業の財務状況及び株価・配当金等、保有先企業との取引高、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を個別に精査し、保有を継続するか検証いたしました。

・みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社の人材戦略は、中期経営計画2029に基づき、人材を重要な経営資源と位置づけ、持続的成長と企業価値向上に向けて、健康経営への取り組み、働きがいのある職場環境の整備、多様な人材の育成・活躍を推進しております。具体的には、次世代リーダーの育成や自己キャリア形成支援、研修・教育体制の充実を通じて組織力の向上を図るとともに、労働安全衛生の徹底、従業員エンゲージメントの向上、DXによる業務効率化、ワークライフバランスの実現に取り組んでおります。また、若手や女性を含む多様な人材の登用を強化し、事業成長を支える人材基盤の強化に努めております。

なお、従業員の給与その他の給付の額および内容については、職務内容・職責、個人の業績や能力、成果等を総合的に勘案し決定しております。加えて、組織貢献度といった指標を設けることで、多様な人材がお互いに協力し合い、能力を最大限発揮できる環境の実現を目指しております。

(2)【従業員の状況】

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
426	42.1	17.3	6,538,481	2.3

セグメントの名称	従業員数(人)
給水装置事業	369
住宅・建築設備事業	
商品販売事業	
全社(共通)	57
合計	426

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、嘱託、パートタイマーは含んでおりません。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門及び研究開発部門に所属しているものであります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1.3.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
4.6	100.0	66.7	66.8	43.0

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
 3. 男女の賃金の額の差異については、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しております。なお、同一労働の賃金に差異はなく、等級別人数構成の差異によるものであります。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）は連結財務諸表を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報等を得ております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,834	9,737
受取手形	803	223
売掛金	3,627	4,094
電子記録債権	6,466	6,831
有価証券	200	-
商品及び製品	7,013	7,065
仕掛品	82	98
原材料及び貯蔵品	1,199	1,358
前払費用	84	88
その他	231	205
貸倒引当金	-	1
流動資産合計	29,544	29,702
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,347	7,285
減価償却累計額	5,474	5,517
減損損失累計額	6	-
建物(純額)	1,865	1,767
構築物	293	306
減価償却累計額	264	268
構築物(純額)	28	37
機械及び装置	7,006	7,030
減価償却累計額	6,096	6,191
機械及び装置(純額)	910	839
車両運搬具	6	5
減価償却累計額	6	5
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	3,759	4,146
減価償却累計額	3,585	3,721
工具、器具及び備品(純額)	173	424
土地	4,484	4,439
建設仮勘定	238	876
有形固定資産合計	7,702	8,384
無形固定資産		
ソフトウェア	393	488
のれん	197	158
その他	1	1
無形固定資産合計	593	648
投資その他の資産		
投資有価証券	5,512	6,761
関係会社株式	6	-
従業員長期貸付金	3	3
前払年金費用	-	17
破産更生債権等	-	1
長期前払費用	65	56
保険積立金	1,650	1,927
その他	74	74
貸倒引当金	3	5
投資その他の資産合計	7,310	8,837
固定資産合計	15,605	17,870
資産合計	45,150	47,573

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,653	2,154
電子記録債務	732	1,311
未払金	508	688
返金負債	11	10
未払費用	154	141
未払法人税等	539	579
預り金	20	20
前受収益	1	-
リース債務	1	1
賞与引当金	269	284
役員賞与引当金	40	30
その他	-	7
流動負債合計	4,934	5,230
固定負債		
繰延税金負債	709	1,172
退職給付引当金	438	372
リース債務	5	4
その他	60	61
固定負債合計	1,213	1,611
負債合計	6,148	6,842
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,358	3,358
資本剰余金		
資本準備金	3,711	3,711
その他資本剰余金	4	4
資本剰余金合計	3,715	3,715
利益剰余金		
利益準備金	839	839
その他利益剰余金		
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	8,689	10,015
利益剰余金合計	30,529	31,855
自己株式	943	1,443
株主資本合計	36,660	37,486
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,341	3,244
評価・換算差額等合計	2,341	3,244
純資産合計	39,001	40,730
負債純資産合計	45,150	47,573

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1,331,644	1,316,683
売上原価		
製品期首棚卸高	4,726	5,762
商品期首棚卸高	437	485
当期製品製造原価	316,764	15,919
当期商品仕入高	36,861	6,982
合計	28,790	29,150
製品他勘定振替高	4,554	4,772
商品他勘定振替高	5,108	5,65
製品期末棚卸高	25,762	25,447
商品期末棚卸高	2,485	2,609
売上原価合計	21,879	22,255
売上総利益	9,764	9,428
販売費及び一般管理費	3,676,586	6,76,700
営業利益	3,178	2,727
営業外収益		
受取配当金	132	172
受取派遣料	317	13
その他	354	73
営業外収益合計	204	258
営業外費用		
為替差損	42	-
自己株式取得費用	1	0
その他	1	3
営業外費用合計	44	4
経常利益	3,338	2,982
特別利益		
固定資産売却益	-	836
投資有価証券売却益	-	168
抱合せ株式消滅差益	-	9543
特別利益合計	-	749
特別損失		
減損損失	1014	104
固定資産除却損	11126	1127
関係会社出資金売却損	12336	-
特別損失合計	477	31
税引前当期純利益	2,861	3,700
法人税、住民税及び事業税	850	957
法人税等調整額	13	58
法人税等合計	837	1,016
当期純利益	2,023	2,683

【製造原価明細書】

(単位：百万円)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
材料費	1	11,047	65.3	10,482	64.8
労務費		863	5.1	862	5.3
経費		5,008	29.6	4,832	29.9
当期総製造費用		16,920	100.0	16,176	100.0
半製品期首棚卸高		623		765	
仕掛品期首棚卸高		69		82	
合計		17,613		17,025	
半製品期末棚卸高	2	765		1,007	
仕掛品期末棚卸高		82		98	
当期製品製造原価		16,764		15,919	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
外注加工費	3,524	3,307
減価償却費	403	408
業務委託費	444	413
水道光熱費	270	250
修繕費	112	196

2 半製品棚卸高は、貸借対照表の「商品及び製品」に含まれております。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,358	3,711	-	3,711	839	21,000	7,573	29,413	312	36,170
当期変動額										
剰余金の配当							907	907		907
当期純利益							2,023	2,023		2,023
自己株式の取得									655	655
自己株式の処分			4	4					24	29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	4	4	-	-	1,116	1,116	631	489
当期末残高	3,358	3,711	4	3,715	839	21,000	8,689	30,529	943	36,660

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,228	2,228	38,399
当期変動額			
剰余金の配当			907
当期純利益			2,023
自己株式の取得			655
自己株式の処分			29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	112	112	112
当期変動額合計	112	112	602
当期末残高	2,341	2,341	39,001

当事業年度（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,358	3,711	4	3,715	839	21,000	8,689	30,529	943	36,660
当期変動額										
剰余金の配当							1,357	1,357		1,357
当期純利益							2,683	2,683		2,683
自己株式の取得									526	526
自己株式の処分			0	0					25	26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	1,326	1,326	500	826
当期末残高	3,358	3,711	4	3,715	839	21,000	10,015	31,855	1,443	37,486

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,341	2,341	39,001
当期変動額			
剰余金の配当			1,357
当期純利益			2,683
自己株式の取得			526
自己株式の処分			26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	902	902	902
当期変動額合計	902	902	1,728
当期末残高	3,244	3,244	40,730

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	3,700
減価償却費	762
のれん償却額	39
賞与引当金の増減額(は減少)	11
役員賞与引当金の増減額(は減少)	10
貸倒引当金の増減額(は減少)	2
退職給付引当金の増減額(は減少)	76
前払年金費用の増減額(は増加)	17
株式報酬費用	25
受取利息及び受取配当金	197
保険解約返戻金	9
保険解約損益(は益)	8
投資有価証券売却損益(は益)	168
売上債権の増減額(は増加)	223
棚卸資産の増減額(は増加)	229
未収入金の増減額(は増加)	6
仕入債務の増減額(は減少)	73
未払又は未収消費税等の増減額	54
減損損失	4
抱合せ株式消滅差損益(は益)	543
その他	32
小計	3,168
利息及び配当金の受取額	193
法人税等の還付額	5
法人税等の支払額	917
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,450
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	300
投資有価証券の取得による支出	1
投資有価証券の売却による収入	233
有形固定資産の取得による支出	1,258
有形固定資産の売却による収入	230
有形固定資産の除却による支出	19
無形固定資産の取得による支出	161
会員権の売却による収入	1
保険積立金の契約による支出	529
保険積立金の解約による収入	253
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	952
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース負債の返済による支出	1
配当金の支払額	1,357
自己株式の取得による支出	526
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,884
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	386
現金及び現金同等物の期首残高	9,834
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,289
現金及び現金同等物の期末残高	19,737

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法にて算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料：月別総平均法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

仕掛品：ロット単位の個別法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物及び構築物：定率法及び定額法

その他：定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産：定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しており、のれんについては10年間にわたる均等償却を行っております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当事業年度負担額を当事業年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額の当事業年度の期間負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の退職給付制度は、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、給水装置製品及び住宅・建築設備製品の製造・販売、当該製品に関連した仕入れ商品の販売を主な事業としており、顧客との間に締結した販売契約に基づき、製品及び商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品及び商品を顧客に引き渡した時点において、支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しております。なお、製品及び商品の出荷時から顧客に支配が移転するまでの期間が通常の間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品及び商品の出荷時点で収益を認識しております。取引価格は、期間、対象品目、購入量等を定めた契約条件に基づくリベートや売上割引、販売手数料等の変動対価を考慮して算定しています。また、変動対価については、顧客に支払われると見込まれる対価を返金負債として計上しており、当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件に基づき算出しております。

有償支給取引について、支給品の譲渡に係る収益を認識せず、また、支給品の消滅を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

営業循環過程から外れた棚卸資産の収益性低下の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
商品及び製品	7,013	7,065
仕掛品	82	98
原材料及び貯蔵品	1,199	1,358

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

営業循環過程から外れた棚卸資産については、合理的に算定された価額によることが困難なため、正味売却価額まで切下げの方法に代えて、帳簿価額を処分見込価額まで切下げの方法により計上しております。

棚卸資産は、販売部署単位で管理を行っており、当該地域の水道事業体、工事物件で仕様・設計変更が生じた場合、販売機会が減少する可能性があります。一方で、当該棚卸資産は、他の地域等において販売が可能なものや、製品内の部品を取外して他の製品に組替えて使用することが可能であるため、一時的な販売機会の減少があっても、一定期間保管し、販売統括部署の調整により、他の地域等の需要を捕捉して販売につなげております。ただし、上記の調整期間を超えて、販売機会が生じない棚卸資産については、収益性の低下の事実を適切に反映するため、当該棚卸資産の金額から直近のスクラップ評価額を控除した金額を棚卸資産評価損とし、営業循環過程から外れた棚卸資産の帳簿価額を算定しております。

当社は、棚卸資産の評価額を算定するための見積りを判断する主な仮定に用いた基準は合理的なものであると考えておりますが、市場の変化や、予測できない経済およびビジネス上の前提条件の変化によって状況の変化があった場合には、翌事業年度の棚卸資産の評価額に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

(特例財務諸表提出会社に該当しなくなったことによる表示方法の変更)

前事業年度において、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成し、また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記をしておりましたが、当事業年度より特例財務諸表提出会社に該当しなくなったため、表示方法の変更をしております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	6百万円	- 百万円
短期金銭債務	3	-

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸資産高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	76百万円	122百万円

3 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	48百万円	- 百万円
仕入高	702	-
販売費及び一般管理費	63	-
受取派遣料	4	-
その他	0	-

4 製品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
未収入金(有償支給)	437百万円	655百万円
固定資産	80	86
製造経費	9	9
販売費及び一般管理費	25	19
営業外費用	0	1

5 商品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
未収入金(有償支給)	106百万円	62百万円
販売費及び一般管理費	1	2
営業外費用	0	0

6 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度78%、当事業年度78%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度22%、当事業年度22%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
運送費	982百万円	984百万円
従業員給与手当	1,877	1,916
減価償却費	249	305
賞与引当金繰入額	194	203
役員賞与引当金繰入額	40	30
退職給付費用	213	210
貸倒引当金繰入額	-	2

7 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	323百万円	374百万円

8 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	- 百万円	2百万円
機械及び装置	-	0
土地	-	34
計	-	36

9 抱合せ株式消滅差益

当社の完全子会社であったQ S Oインダストリアル株式会社を2025年4月1日付で吸収合併したことによるものであります。

10 減損損失

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
神奈川県川崎市	売却資産	土地、建物	14百万円

当社は、原則として、事業用資産については売上構成を基準としてグルーピングを行っており、処分が決定された資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

前事業年度において、上記売却資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（14百万円）として特別損失に計上しました。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、契約に基づく売却価額により算定しております。

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都足立区	売却資産	土地、建物	4百万円

当社は、原則として、事業用資産については売上構成を基準としてグルーピングを行っており、処分が決定された資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、上記売却資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（4百万円）として特別損失に計上しました。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、契約に基づく売却価額により算定しております。

11 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	123百万円	19百万円
構築物	1	0
機械及び装置	0	0
車両運搬具	-	0
工具、器具及び備品	0	6
無形固定資産	0	-
計	126	27

12 関係会社出資金売却損

当社の関係会社であった前澤給装（南昌）有限公司の持分を2025年1月1日付で全額譲渡したことによるものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	21,500	-	-	21,500
合計	21,500	-	-	21,500
自己株式				
普通株式（注）	291	490	20	762
合計	291	490	20	762

（注）自己株式の数の増加及び減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得490千株、取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分20千株によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	466	22	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	441	21	2024年9月30日	2024年12月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	746	利益剰余金	36	2025年3月31日	2025年6月27日

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	21,500	-	-	21,500
合計	21,500	-	-	21,500
自己株式（注）				
普通株式	762	400	20	1,142
合計	762	400	20	1,142

（注）自己株式の数の増加及び減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得400千株、取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分20千株によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	746	36	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月11日 取締役会	普通株式	610	30	2025年9月30日	2025年12月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2026年6月25日開催予定の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

（決議予定）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	671	利益剰余金	33	2026年3月31日	2026年6月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。
 そのため、前事業年度については記載しておりません。

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	9,737百万円
現金及び現金同等物	9,737

2 重要な非資金取引の内容

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

2025年4月1日に吸収合併したQ S Oインダストリアル株式会社より承継した資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。

流動資産	332百万円
固定資産	243
資産合計	576
流動負債	14
固定負債	11
負債合計	25

なお、流動資産には現金及び現金同等物が289百万円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額」として表示しております。

(リース取引関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。
 そのため、前事業年度については記載しておりません。

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	当事業年度 (2026年3月31日)
1年内	53
1年超	31
合計	85

(金融商品関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、販売先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適切に与信限度額を設定し、残高を管理しております。また、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直しなどを行い、業況等の悪化による回収懸念先の早期把握により当該信用リスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を取締役に報告し、検討しております。

買掛金及び電子記録債務は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、流動性預金の確保により、リスクを軽減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注)2を参照)。

当事業年度(2026年3月31日)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	900	875	24
其他有価証券	5,786	5,786	-
資産計	6,686	6,661	24

(注)1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「電子記録債務」、「未払法人税等」、「其他流動負債(未払金)」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注)2. 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	当事業年度 (2026年3月31日)
非上場株式	75

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
当事業年度(2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,737	-	-	-
受取手形	223	-	-	-
売掛金	4,094	-	-	-
電子記録債権	6,831	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	-	-	-
社債	-	900	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	20,887	900	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2026年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	5,786	-	-	5,786
資産計	5,786	-	-	5,786

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 当事業年度(2026年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	875	-	875
資産計	-	875	-	875

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。
そのため、前事業年度については記載していません。

1. 満期保有目的の債券

当事業年度(2026年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	900	875	24
	(3) その他	-	-	-
	小計	900	875	24
合計		900	875	24

2. その他有価証券

当事業年度(2026年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,483	764	4,719
	(2) その他	-	-	-
	小計	5,483	764	4,719
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	302	302	0
	(2) その他	-	-	-
	小計	302	302	0
合計		5,786	1,066	4,719

3. 売却したその他有価証券

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	234	168	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	234	168	-

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。そのため、前事業年度については記載していません。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、積立型、非積立型の確定給付企業年金制度、退職一時金制度を設けているほか、確定拠出年金制度および退職金前払い制度を設けております。

なお、2025年4月1日付で国内連結子会社 QSOインダストリアル株式会社を吸収合併したことに伴い、同社より引き継いだ退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,508百万円
勤務費用	149
利息費用	45
数理計算上の差異の発生額	14
退職給付の支払額	206
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	11
退職給付債務の期末残高	2,524

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	2,511百万円
期待運用収益	37
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	142
退職給付の支払額	160
年金資産の期末残高	2,541

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	当事業年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,304百万円
年金資産	2,541
	236
非積立型制度の退職給付債務	219
未積立退職給付債務	17
未認識数理計算上の差異	239
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	222
退職給付引当金	240
前払年金費用	17
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	222

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	149百万円
利息費用	45
期待運用収益	37
数理計算上の差異の費用処理額	58
確定給付制度に係る退職給付費用	99

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2026年3月31日)
債券	11%
株式	19
生命保険一般勘定	57
その他	13
合計	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	当事業年度 (2026年3月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	1.5%
予想昇給率	4.0%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	148百万円
退職給付費用	13
退職給付の支払額	18
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	11
退職給付引当金の期末残高	132

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	当事業年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	- 百万円
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	132
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	132
退職給付引当金	132
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	132

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度13百万円

4. 確定拠出制度および退職金前払い制度

確定拠出制度への要拠出額は当事業年度28百万円、退職金前払い制度の支給額は当事業年度147百万円でありま
す。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金・未払賞与	95百万円	102百万円
役員賞与引当金	12	9
未払事業税	35	36
未払社会保険料	14	15
棚卸資産評価損	10	11
退職給付引当金	90	70
株式報酬費用	26	28
貸倒引当金損金算入限度超過額	1	1
会員権評価損	7	6
子会社株式評価損	34	-
減損損失	4	-
その他	23	25
繰延税金資産小計	355	307
評価性引当額	-	-
評価性引当額小計	-	-
繰延税金資産合計	355	307
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,064	1,475
前払年金費用	-	5
繰延税金負債合計	1,064	1,480
繰延税金資産の純額	-	-
繰延税金負債の純額	709	1,172

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.6	0.6
住民税均等割	1.4	1.1
賃上げ促進税制による税額控除	1.4	0.3
のれん償却額	0.4	0.3
抱合せ株式消滅差益	-	4.5
評価性引当額の増減	1.2	0.9
その他	0.3	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3	27.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(子会社の吸収合併)

1 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業(存続会社)

名称 前澤給装工業株式会社

事業の内容 水道用給水装置機材器具の製造・販売

被結合企業(消滅会社)

名称 QSOインダストリアル株式会社

事業の内容 給水給湯配管部材販売、配管工事請負

(2) 企業結合日

2025年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、QSOインダストリアル株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

前澤給装工業株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、住宅・建築設備事業の拡大を目指し、1997年3月に、同事業分野の販売にノウハウを持つ藤伸商事株式会社(現QSOインダストリアル株式会社)に出資しました。その後、当社におきましては同事業を順調に拡大させることとなりましたが、現段階におきましてはQSOインダストリアル株式会社と販売チャネルを含む事業全般において、重複している部分が多く、事業の効率化を目指すことを目的として、吸収合併いたしました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、これにより、当事業年度において抱合せ株式消滅差益として543百万円を特別利益に計上いたしました。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。そのため、前事業年度については記載していません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

金額的に重要性がないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成しておりますが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	給水装置事業	住宅・建築 設備事業	商品販売事業	
北海道	689	698	237	1,625
東北	1,516	676	452	2,645
関東	6,876	6,625	1,091	14,593
中部	2,894	837	544	4,277
近畿	1,891	2,286	36	4,214
中国・四国	1,522	315	195	2,033
九州	1,469	703	120	2,293
外部顧客への売上高	16,860	12,143	2,679	31,683

(注) 営業拠点の所在地を基準に集計しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の売上構成は、給水装置製品、住宅・建築設備製品、商品販売で成り立っていることから、「給水装置事業」、「住宅・建築設備事業」および「商品販売事業」を主な事業とし、これらの製品及び商品の販売については、製品及び商品の出荷時から顧客に支配が移転するまでの期間が通常の間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品及び商品の出荷時点で収益を認識しております。また、取引価格は、期間、対象品目、購入量等を定めた契約条件に基づくリベートや売上割引、販売手数料等の変動対価を考慮して算定しています。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(主に取引価格の変動)の額に重要性はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。そのため、前事業年度については記載していません。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の売上構成は、給水装置製品、住宅・建築設備製品、商品販売で成り立っていることから、「給水装置事業」、「住宅・建築設備事業」および「商品販売事業」の3つを報告セグメントとしております。

「給水装置事業」は、道路に布設されている配水管（水道本管）から、家屋等の敷地内に上水道を引き込むための水道用給水装置（サドル付分水栓・止水栓・各種継手類など）を製造、販売しております。

「住宅・建築設備事業」は、上水道を屋内で使用するための給水・給湯配管部材、床暖房部材およびこれらをユニット化した配管システムなどを製造、販売、住環境部材を開発、設計、製造、販売しております。

「商品販売事業」は、主に給水装置事業、住宅・建築設備事業に関連する仕入商品を販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

報告セグメント間の内部売上高または振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	給水装置事業	住宅・建築 設備事業	商品販売事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	16,860	12,143	2,679	31,683	-	31,683
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	16,860	12,143	2,679	31,683	-	31,683
セグメント利益	5,080	2,049	343	7,473	4,745	2,727
セグメント資産	13,558	7,194	1,552	22,305	25,267	47,573
その他の項目						
減価償却費	253	193	-	447	354	802
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	358	103	-	461	1,143	1,604

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額 4,745百万円は、各報告セグメントに配分されていない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額25,267百万円は、各報告セグメントに配分されていない全社資産25,267百万円であります。各報告セグメントに配分されていない全社資産は、主に提出会社の余資運用資金（現金及び預金）、投資有価証券、管理部門及び研究開発部門等に係る資産並びに保険積立金等であります。
- (3) 減価償却費の調整額354百万円は、主に管理部門及び研究開発部門等によるものであります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,143百万円は、主に管理部門及び研究開発部門等に係るものであります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

国内の外部顧客への売上高のみのため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在する有形固定資産が、貸借対照表の有形固定資産額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
渡辺パイプ株式会社	3,490	給水装置事業、住宅・建築設備事業、商品販売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)	財務諸表 計上額
	給水装置事業	住宅・建築 設備事業	商品販売事業	計		
減損損失	-	-	-	-	4	4

(注) 調整額は、各報告セグメントに配分されない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	財務諸表 計上額
	給水装置事業	住宅・建築 設備事業	商品販売事業	計		
当期償却額	-	39	-	39	-	39
当期末残高	-	158	-	158	-	158

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,880.72円	2,000.72円
1株当たり当期純利益	96.60円	130.89円

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	2,023	2,683
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,023	2,683
期中平均株式数(千株)	20,951	20,504

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	7,347	83	145	7,285	5,517	123	1,767
構築物	293	13	1	306	268	4	37
機械及び装置	7,006	147	123	7,030	6,191	218	839
車両運搬具	6	-	0	5	5	-	0
工具、器具及び備品	3,759	544	158	4,146	3,721	276	424
土地	4,492 (7)	129	183 (12)	4,439	-	-	4,439
建設仮勘定	238	1,137	500	876	-	-	876
有形固定資産計	23,143 (7)	2,057	1,112 (12)	24,088	15,704	624	8,384
無形固定資産							
ソフトウェア	1,151	497	424	1,224	735	135	488
のれん	395	-	-	395	237	39	158
その他	4	0	0	4	3	0	1
無形固定資産計	1,552	497	425	1,624	976	175	648
長期前払費用	78	27	31	73	16	4	56

(注) 1. 「工具、器具及び備品」の「当期増加額」は主に生産用金型であります。

2. 「建設仮勘定」の「当期増加額」は主に埼玉物流センターの改築であります。

3. 「ソフトウェア」の「当期増加額」は主にシステムソフトの更新であります。

4. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末におけるリース債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	3	2	0	-	6
賞与引当金	269	284	269	-	284
役員賞与引当金	40	30	40	-	30

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	-
預金	
当座預金	3,231
普通預金	3,497
定期預金	3,000
その他の預金	8
小計	9,737
合計	9,737

ロ．受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
(株)ノーリツ	74
(株)札幌管機	27
(株)ナカガワ	26
日昇機工(株)	14
エスエスユニオン(株)	11
その他	69
合計	223

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額（百万円）
2026年4月満期	86
2026年5月満期	70
2026年6月満期	51
2026年7月満期	12
2026年8月以降満期	3
合計	223

八．電子記録債権

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
渡辺パイプ(株)	1,658
富士機材(株)	843
(株)小泉	531
(株)川本第一製作所	162
安田(株)	158
その他	3,478
合計	6,831

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額 (百万円)
2026年4月満期	1,859
2026年5月満期	1,633
2026年6月満期	1,423
2026年7月満期	1,419
2026年8月以降満期	494
合計	6,831

二．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
渡辺パイプ(株)	280
富士機材(株)	232
(株)小泉	198
東京瓦斯(株)	186
ポラスハウジング(協)	93
その他	3,102
合計	4,094

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
3,627	35,292	34,825	4,094	89.5	39.9

ホ．商品及び製品

品目	金額（百万円）
商品	609
小計	609
製品	
給水装置事業	4,791
住宅・建築設備事業	1,664
小計	6,455
合計	7,065

ヘ．仕掛品

仕掛品	
給水装置事業	80
住宅・建築設備事業	17
合計	98

ト．原材料及び貯蔵品

品目	金額（百万円）
原材料	
給水装置事業	1,008
住宅・建築設備事業	174
小計	1,182
貯蔵品	
給水装置事業	136
住宅・建築設備事業	20
その他	18
小計	175
合計	1,358

チ．投資有価証券

区分	金額（百万円）
株式	5,861
債券	900
合計	6,761

負債の部

イ．電子記録債務

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
前澤化成工業(株)	372
(株)テクノフレックス	277
前澤工業(株)	126
未来工業(株)	69
(株)十川ゴム	64
その他	400
合計	1,311

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額（百万円）
2026年4月満期	378
2026年5月満期	420
2026年6月満期	329
2026年7月満期	183
合計	1,311

ロ．買掛金

相手先	金額（百万円）
東京フォーミング(株)	211
(株)阿部製作所	158
光陽産業(株)	146
日邦産業(株)	138
前澤化成工業(株)	135
その他	1,365
合計	2,154

(3)【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高(百万円)	15,739	31,683
税引前中間(当期)純利益(百万円)	2,230	3,700
中間(当期)純利益(百万円)	1,664	2,683
1株当たり中間(当期)純利益(円)	80.69	130.89

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで											
定時株主総会	6月中											
基準日	3月31日											
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日											
1単元の株式数	100株											
単元未満株式の買取り												
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部											
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社											
取次所												
買取手数料	無料											
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.qso.co.jp/											
株主に対する特典	<p>当社は、株主の皆様からの日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を一層高め、より多くの方々に当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を実施しております。</p> <p>権利確定基準月：3月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>継続保有期間</th> <th>優待内容</th> <th>贈呈の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200株以上 2,000株未満</td> <td>1年以上</td> <td>「選べるe-GIFT」3,000円分</td> <td rowspan="2">毎年6月 予定</td> </tr> <tr> <td>2,000株以上</td> <td>1年以上</td> <td>「選べるe-GIFT」10,000円分</td> </tr> </tbody> </table> <p>株主優待は、1年以上継続して当社株式を保有いただいている株主様に保有株式数に応じて贈呈いたします。</p> <p>注1) 株主優待品の贈呈時期につきましては、定時株主総会招集ご通知の郵送時に、「選べるe-GIFT」QRコード付カードを同封することといたします。</p> <p>注2) 継続保有期間1年以上とは、同一株主番号で9月末日及び3月末日の株主名簿に各保有株式区分以上の株式を保有していることが3回連続して記載または記録されていることとします。</p>	保有株式数	継続保有期間	優待内容	贈呈の時期	200株以上 2,000株未満	1年以上	「選べるe-GIFT」3,000円分	毎年6月 予定	2,000株以上	1年以上	「選べるe-GIFT」10,000円分
保有株式数	継続保有期間	優待内容	贈呈の時期									
200株以上 2,000株未満	1年以上	「選べるe-GIFT」3,000円分	毎年6月 予定									
2,000株以上	1年以上	「選べるe-GIFT」10,000円分										

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第69期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月25日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第70期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月11日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2025年6月27日関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2025年8月1日 至 2025年8月31日）2025年9月3日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月24日

前澤給装工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 松 通 子
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている前澤給装工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第70期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

営業循環過程から外れた棚卸資産の評価の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>前澤給装工業株式会社の貸借対照表には商品及び製品7,065百万円、仕掛品98百万円及び原材料及び貯蔵品1,358百万円が計上されており、総資産の18%を占めている。注記事項「(重要な会計上の見積り)営業循環過程から外れた棚卸資産の収益性低下の見積り」に記載のとおり、営業循環過程から外れた棚卸資産については、収益性の低下の事実を反映するために帳簿価額を処分見込価額まで切り下げの方法を採用している。</p> <p>前澤給装工業株式会社の主要事業である給水装置及び住宅・建築設備の将来需要は、経営者がコントロール不能な要因によって変動する可能性があるため、今後の需要予測に照らして営業循環過程にあると判断する棚卸資産の範囲の見積りには不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、営業循環過程から外れた棚卸資産の評価の合理性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、営業循環過程から外れた棚卸資産の評価の合理性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 棚卸資産の評価にあたり、経営者が営業循環過程から外れた棚卸資産の識別に利用した滞在在庫明細の作成に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 営業循環過程から外れた棚卸資産の評価の合理性の検討 簿価切下げの対象となる営業循環過程から外れた棚卸資産の範囲を決定する際に経営者が採用した主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <p>過去の営業循環過程から外れた棚卸資産の需要予測をその後の販売実績及び廃棄実績と比較し、その差異の原因について検討することで、需要予測の精度を評価した。</p> <p>当事業年度末における需要予測に一定の不確実性を織り込むことの要否を含め、その合理性を評価した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、前澤給装工業株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、前澤給装工業株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。